

○富田参考人 参考人の御指名をいただきました
中央大学の富田俊基です。行政改革推進法案について意見を申し述べさせていただきます。お手元に二種類、一枚ずつ資料を用意しておりますので、御参照ください。

我が国の経済は、バブル崩壊後の設備、雇用、債務の三つの過剰を克服し、順調な拡大を続けております。民間部門が、需要の減少する部門から需要の増大する部門へと資源をシフトさせ、生産性の向上を図ってきた結果と言えます。

二十一世紀のグローバル時代の企業は、情報通信技術を駆使し、徹底したコスト削減と飛躍的なサービスの質向上とを同時に達成し、多様化し高度化した消費者のニーズに対応を進めております。

一方、公的部門にはこうした自律的な資源配分のダイナミズムは作用しないので、国民のニーズに対応できないばかりか、行政コストは増大の傾向をたどってきました。行政サービスのコスト削減、生産性向上には、財政事情のいかんにかかわらず、政治のリーダーシップによる行政改革が不可欠であります。このことから、今後の行政改革のるべき規範を定める本法案の意義は極めて重要であります。特に、我が国財政が、第二次世界大戦末期を除いて明治以降の我が国の歴史において最悪の状態で、しかも、人口が減少し始め、急速な高齢化が進展する中で、簡素で効率的な政府に対する国民の期待には非常に大きいものがあります。まず官が身を切り、無駄を徹底的に省くことを国民は強く求めています。

簡素で効率的な政府の実現には、国だけではなく、地方自治体や独立行政法人などを含めた公的部門全体の見直しが必要です。本法案も、総人件費改革、特別会計改革、独立行政法人改革、政策金融改革、資産・負債改革と、官全体をカバーしています。

そこで、企業会計原則に準拠して作成された國の財務書類をごらんいただきながら、本法案につ

いての私見をお聞きいただきたく存じます。

まず総人件費改革ですが、国の行政機関定員の5%以上純減は、官の中心である政府自身が身を

切ることによって、行政改革に対する政府の断固たる取り組み姿勢を国民に示すという象徴的な課題です。官僚の強い抵抗にめげることなく、絶対に実現する必要があります。定員削減は、省庁一

法律ではなく、行政ニーズの変化を織り込み、事業の主体について仕分けを行い、農林統計、北海道開発関係などで大胆な整理を行うこととされています。

この国の定員純減を、財務書類の業務費用計算書で見ることにしましょう。

国の人件費と退職給与引当金を合わせて十五年度決算で五兆六千億円、国の業務費用の四・六%相当です。このため、5%の定員削減と給与制度改革による人件費の削減額は年間数百億円程度にすぎません。また、業務を担う主体が国家公務員から独立行政法人の職員に移るだけでは、連結ベースの人件費の削減は、国民が期待するようには進みません。また、民間への単純なアウトソーシングでは、人件費が減った分、委託費がふえてしまいます。

こうした抜け穴がないようにと、この法案は、独立行政法人等に対しても五年間で5%以上の総人件費削減への取り組みを定めています。その際、特に、中期目標期間が終了する独立行政法人については、国の歳出削減と自己収入の増加を図るという観点から、業務の廃止、縮小、重点化など、徹底した見直しを進めべきであります。

さらに、本法案は、地方公共団体に対しても厳格な職員数の管理を要請しています。職員数が三百万人を超える、給与が二十八・九兆円と巨額ですので、地方の総人件費改革の効果は大きく、地方財政の健全化と同時に、国の業務経費である地方交付税などの削減につながります。過去大幅にふえたきた地方公務員については、四・六%以上の純減確保と同時に、給与については、地域地域の民間給与の反映と、不適切な諸手当の廃止が求め

られます。

次に、特別会計の改革についてです。

三十一すべての特別会計について、それぞれの制度趣旨、事業の必要性にまでさかのぼり、個別問題が定められました。もとより数合わせのための改革ではないのですが、この法案によって、特別会計の数は現行の二分の一から三分の一程度へと、明治二十三年の制度発足以来、最少の数となる見込みです。

さらに、特別会計の会計情報を統一的に開示するとともに、五年ごとに設置の要否を見直すことも定められました。そして、平成十九年をめどに、各特別会計の改革を具体的に盛り込み、各特別会計法に定められた例外的な規定の整理のための法制上の措置が講じられることとなっています。

特別会計の歳出規模は、グロスでは四百兆円を上回り、重複分を除いても二百兆円を超えているので大規模なスリム化が可能との指摘がしばしば見られます。企業会計基準では、百兆円の国債の償還費は業務費用ではありませんし、その削減は日本国債のデフォルトを意味します。

このため、左の表でごらんのように、一般会計と特別会計とを純計した国の業務費用は、十五年度決算で百二十三兆円です。このうち、施設費と事務費を除き直接国民に給付される五十兆円の社会保障給付や、地方交付税十九兆円、そして財政融資資金二十七兆円が極めて大きなウエートを占めていますが、これらは、行政改革の課題というよりも、社会保障制度改革、地方交付税制度改革として財投改革として取り組まれるべき課題であります。

本法案には、特別会計の廃止及び統合の推進に加えて、財政健全化への大きな寄与という点で、道路特定財源について一般財源化を図るといふ見直しの方向性が定められ、雇用三事業については廃止を含めた見直しが行われることなどが含まれていてることに大きな意義があると思います。

さらに、本法案には、将来の国民負担増の抑制に向けて、特別会計の資産、負債並びに剩余金、積立金の縮減によって、今後五年間で二十兆円程度の寄与を行うという目標が明記されておりま

す。

政策金融改革では、その機能が明確に限定され、貸出残高も平成二十年度までにGDP比で半減することが明記されました。そして、政策金融機関は一つに統合され、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫は完全民営化、公営企業金融公庫は廃止を定めています。新政策金融機関については、改革の趣旨を踏まえて、政策の的確な遂行、国の関与のあり方、効率的な事業運営などについての制度設計が今後検討されねばなりません。

完全民営化される機関については、これまでの経営資源を最大限活用した、持続可能な民間金融機関としてのビジネスモデルを確立し、企業価値を維持向上することによって、政府出資の売却收回に入り大きく寄与することが期待されます。

次に、資産・債務改革について、お手元の貸借対照表で御確認ください。

一般会計と特別会計で、十五年度末六百九十六兆円の資産があります。このうち、外為会計と年金運用資金そして公用用財産を除いた四百三十兆円について、十年間でGDP比を半減させるという長期的な目安を念頭に置きながら資産売却を促進することとされています。

このため、資産としては二百九十兆円の貸付金が大きなウエートを占めていますが、このうち財投残高は、既に財投改革によってピーク比で三〇%も減少しており、今後も、本法案を受けた政策金融改革の推進とともに貸付金は減少していくことが期待できます。

また、貸付金の証券化の適否を検討することとされています。民間銀行は、自己資本比率規制をクリアしたり銀行本体よりも低い金利で資金を調達するため、証券化の手法を活用してきました。国も、財政健全化に資するものがあれば証券化の手法を用いるべきです。ただし、貸付金は、

割分担をまず明確にするということが必要で、そ

のもので、特別会計で仮にやるとした場合にどういった形でやるのがよりその事業の効率化に必要かという観点から見直しを今後とも進めていただきたく思います。

最後ですけれども、今後の課題として三つほど私見を入れておきましたが、一つは交付税特別会計、御存じのように、五十兆の借入金を抱えています。これは今は多少落ちついているわけですが、それでも、要するに、特別会計で借金がじょんじょんできてしまつた、こういうシステムは非常に間違っています。今後も特別会計で借金をでさるということになりますと、ややソフトな予算制約の問題が出てきますので、ここは見直していくべきだたい。

それから、社会保険関係は国庫補助という形で税金を入れてはいるわけですが、御存じのように、基礎年金の国庫補助が三分の一から二分の一に上がるわけですが、本当に社会保険関係に税金をどんどんつぎ込むのがいいのかどうかという問題です。

保険料で給付を貯めようというのが社会保険の基本的な性質ですので、このようにじやんじやん税金を入れるというのはある意味では、税金を入れるといいながら、一般会計では結果として財政政策で対応しているわけですから、これは先送りの不安があり得ると思います。

それから、最後ですけれども、剩余金 積立金は常に一般会計に活用するのが望ましいかといふと、これは必ずしもそうではないだろう。原則としては、剩余金なり積立金が余つていれば、特別会計に入る収入を抑えて特別会計自体をスリム化するものが本筋だらうと思うんですね。要するに、特別会計の剩余金というのは一般会計の財源調達としてそもそも設立したわけじゃないですから、財源調達は基幹税でやるのが筋であつて、もちろん、余つてどこにも使い道がないんだつたら国庫としてそもそも設立したわけじやないですから、財源調達は、やはり特別会計自体も業務をスリム化

化して、それに見合つて収入サイドをきちんと見直すというのが必要だらうと思います。

そういう形で、財政への貢献というは、本当に中長期的に特別会計の中でお金が余って、ほんとに使い道がないという場合に限定されるところ、一時的なギフトとして考えるべきにしてお

も一時的なものとして考え方をいいことにいた方が望ましいのかなと思います。時間が来ましたので、以上で私の説明を終わらせたいと思います。

せでしたたきたいと思ひます。
どうもありがとうございました。（拍手）

ございました。
次に、桑原参考人にお願いいたします。

○桑原参考人 おはようございます。私は、希望社という会社の社長であります。中小企業のおや

私は、行政改革にとつて、公共工事の発注や工
じであります。

事監理、そういう内容を改革していくことがとても重要だと考えておりますが、この改革を押しつけ

どめて いるもの が、建設業者 では なくして 行政職員、すなはち官僚 で ある、この 点を 強くきようけ

皆さんに御報告しながら、わずかな提案をさせて
もらう、そんなつもりで来ております。

もらう。そんなつもりで見ておいで。
公共工事の改革の視点は、よいものを安くつく
らニギヤリテ。安々、こりう、二れが二つも重

視点は、よいものを安くつくることがあります。しかし、行政職員は、それに反した対策を継続

して実施し続けています。この事実を、私は、今
社経営者としての体験をもとに御報告することに

が、全国各地で同様な実態がありますので、岐阜
します。ここでは岐阜市の問題を取り上げまわ

市の問題というふうにとらえずに、これを全国的な問題という視点でお聞きいたらあります

いと思つています。
お手元にわずかなレジュメをお渡ししてあります。
す。急なことで何にも準備ができませんでした。

そのレジュメに沿つて少し話をさせていただきますが、「公共工事の談合問題について」というレジュメであります。この表紙の写真は当社の本社であります。正面の垂れ幕には「談合しない」それから左下のパネルには「建築費は二割前後安くなる」こういうふうな表示がされています。これは宣伝のためのものではありません。これが私たちの真意であります。

この談合をしない真意を表明している会社が岐阜市の公共工事に参画しようとするどんな処置がとられてきたか、これを報告します。

当社は、平成十三年度から、建築工事の指名願を市に提出してきました。その経過を見てみますと、平成十三年から今日に至るまで五年の間に、四十件以上の指名を受けている会社は三十五社前後あります。ところが、当社は、いまだかつて一度も指名を受けておりません。指名がないので指名競争入札には参加できないわけですので、公共工事を競争的にする役割を負えません。

したがいまして、当社は、一般競争入札それから公募型指名入札にまた参加せざるを得ないんですね。ですが、そのような行為を起こしていくときにどのようなことがなされてきたのか、それを少し話したいと思います。

レジュメをめくつてください。「談合しない建設会社の岐阜市公共工事における実態」というふうに書いてあります。この報告は、一般競争入札と公募型指名入札に限つたものです。

平成十三年に岐阜市に指名願を出しました。それから指名は一度も来ない。そして、平成十五年五月に一般競争入札が、北東部コミュニティーセンター建築主体工事というものが発注されました。当社と丸泰というJVで落札しました。十六年四月になると、西郷小学校及び則武小学校という工事の発注がありまして、その際に入札応募資格及び条件というものが示されました。今までなかなかたわけですが、その中に、岐阜市発注の請負金額四千五百万円以上の建築工事を受注し、今施工している会社はこの入札から外すというふうに

初めてうたわれました。これによつて受注のチャンスを失つております。それがその下の内容であります。

平成十六年五月に、今の西郷小学校増築工事と則武小学校、それで失つております。それから、十七年五月になると、七郷小学校増築工事というのが発注されました。これは私どもが今工事をしておりませんので、公募型で参加する資格を持つておりますまして、入札に参加しました。そして、当社と村瀬建築というJVで落札しております。その後に芥見健康増進施設というのが一般競争入札で発注されましたが、同じように、四千五百万円以上の工事を施工中ということで、この入札には参加できませんでした。

平成十八年、ことしであります、四月一日から岐阜市の入札契約制度が改定されました。これは品質確保のための業者選定方式の確立として、総合評価方式が導入された。ここでは一般競争入札と公募型指名入札に限るわけですが、過去二年の工事の成績評価の平均点が六十五点を切った者は入札参加させないという仕組みであります。

私どもは、この三月に竣工した七郷小学校で、この評価点を、五十四点という今までだれも得たことのない低い点数をいただいておりまして、これによって、一年間、入札のチャンスを今失つております。

それから、五年間一貫して、きょうに至るまで、まだ指名入札のチャンスは得ていません。これについてちょっとだけ補足します。

工事成績が五十四点については、これはどういう根拠によつて五十四点をつけたのか、今、市にその回答を求めています。岐阜市に本社を置く指定工事会社は百二十社ほどありますが、当社はその中で経審の点数では十番以内に入る位置にありますて、こんなひどい仕事をする会社ではないといふふうに自負しております。それから同時に、私どもと二回JVを組んだ会社は、私たちと組むたびに、後の指名がされないという状態が今あります。

こういうふうな今のやり方がどんな行政姿勢に結びついているのか。次のページをお開きください。

これは、平成十三年度以降の岐阜市建築工事の一般競争入札と公募型の結果であります。とても指名競争入札が多いのは事実でありますし、この左側を見ていただきますと、平成十五年と十七年に当社が落札した、これは青字で記入してあります。ですが、落札率が七六・二八と八三・三一であります。当社を外してやった結果の落札率は赤で記入されておりまして、この落札率の平均値は九七・一%であります。このことが、現状の談合を行政自身が維持しながら進めていたるやり方であります。

右のページは、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。七六・一八%と七九・三六であります。その右は十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になってしまっております。

このような状況から判断して、今、談合しない会社を排除しなければ、公共工事に依存して存在している建設業が成り立たないのは事実であります。事実であります。その業界要求をもとに、官民が一体になって、談合しない会社の参入を押しとどめる、こういう形で今の行政がなされています。この点については、立法権限を持つ議員諸氏の意思と判断がこの問題を決めていくことになります。改革の要點であります。改革の要點であります。指名競争入札を縮小して一般競争入札を限りなく拡大することだ。

それから、入札参加対象地域がとても狭い中で時間がなくなりましたので、あと要点だけ話します。

まず、改革の要點であります。改革の要點であります。指名競争入札を縮小して一般競争入札を限りなく拡大することだ。

それから、入札参加対象地域がとても狭い中で

やつております、これを拡大すべきだ。

それから、入札制限につながっている共同企業体の編成をやめさせるべきだ。

それから、現在とても問題になつてているのが総合評価制度の導入であります。総合評価制度といふのは、従来、金額が安いだけで落札して、いい仕事をしない、あるいは、優良な仕事をする人がみ出してしまう、これを制限する仕組みで議論がなされました。それならいいんですが、今、国交省の見解を聞いていますと、安い金額で入札した会社には、要するにいろいろの制限を加え、それが悪いように扱う方針が示されてきております。この点については緊急な再考が必要だと思つております。

わけのわからぬ話を中小企業のおやじがやりました。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。

十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になってしまっております。

このように、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。

十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になってしまっております。

このように、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。

十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になってしまっております。

このように、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。

十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になてしまっております。

このように、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。

十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になてしまっております。

このように、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティーセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。

十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になてしまっております。

の参考人質疑に至ったわけでございますが、本日おいで四名の参考人の皆様におかれましては、

新年度何かと御煩多の中、お運びをいただき、ただいま大変行革に関する重要な御意見を御開陳賜りましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

今日、我が国は、世界的に見ても、大変スピードあふれる高齢化、あわせて少子化、この人口減少社会に突入をしているわけでありまして、少子化対策は、国家の社会保障三本柱とあわせて堅実な課題であります。

しかし、最もその根底として重要なことは、財政再建、財政の健全化を力強くなし遂げていくこと。國、地方の長期債務残高は、言うまでもなく、七百七十五兆円、国民一人当たり六百十六万円にも及ぶ額に上っているわけでありまして、GDP比も一五〇%、まさに先進国最悪の状況にありますから、各会派に一部ずつ、私どもが繰り返し公共工事の改革を訴えておる「飛翔」という冊子をお渡ししておりますから、興味のある方はぜひお読みいただきたい。

期待するのは先生方であります。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○伊吹委員長 これまで参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○伊吹委員長 以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

れども、償還しなければならない政府債務残高は、経済規模の一・五倍にも達しております。他の先進国におきましては、やはり財政の、そして社会制度の持続可能性という観点から、およそ大体六割、経済規模の六割前後で推移しているわけですけれども、非常に政府債務残高は大きい。

そういう中で、やはり日本国债の信用というのも、日本国内においては気がつかないことなんですねけれども、国際金融市场では、菅原先生御指摘のように、若干信用が揺らいだ状態が九八年の夏以後続いておるという状態でございます。しかも、これから我が国の人口も減少する、急速な高齢化が進むという中におきまして、国民も、社会保障制度を初めセーフティーネットの持続可能性を非常に心配しております。

したがいまして、私は、今回の行政改革の法案によりまして、まず官がみずから身を切るということですが、これから大きな、国民が期待するところの改革を行つていく上で非常に重要なとおもふに存じます。

○菅原委員 今御答弁がございましたように、官がみずから身を切る、まさにそのとおりであります。そして、徹底した無駄を省くということは万般にわたつて遂行していくかなければいけない、こう思つております。

○菅原委員 今御答弁がございましたように、官がみずから身を切る、まさにそのとおりであります。そして、徹底した無駄を省くことには万般にわたつて遂行していくかなければいけない、こう思つております。

然一般会計の方に繰り入れて財政健全化の方に使ふのが望ましいわけですし、それから、特別会計の中の事業を徹底的に見直してスリム化して、そこで事業の効率化をするというのも必要なわけですけれども、ただ、金額からいいますと、今御指摘いただいたように、年金とかを含めた社会保障、あるいは地方交付税等国と地方のいわゆる三位一体改革、それから、国債整理基金の場合には国債のトータルな管理政策をどういうぐあいに行なうか。

これは、特別会計改革はある意味で次元の異なる地方財政なり社会保障なり国債の管理政策の問題なんですねけれども、実はそういったところをより徹底的に進めることができ、結果として、特別会計自体が今複雑になつてゐるわけですねけれども、そこをより透明にして、さらに全体として日本の財政再建にも役立つという意味では非常に重要な点ですので、今回、特別会計改革ということでおる意味で、特別会計の全体像がどういつた形で絡み合つてゐるのか、あるいはどこが複雑でどこが入り組んでいるのかということが、ある程度国民の目にもいろいろな形でその情報が開示されたというのは、いいきっかけになつたと思うんですね。

これを一つのきっかけにして、特別会計本体の改革ももちろん必要ですねけれども、同時に、特別会計と一般会計との絡みであるところの地方交付税の改革であるとか、それから少子高齢化を迎えたところの社会保障、特に保険料と税のあり方をどういうぐあいにするのか、このあたりはぜひ徹底的に、この場で議論るべきかどうかは別にしても、徹底的に国会あるいは政府の場で議論していただきたい、本当に必要な、官がやるべきところがどの程度必要なのかということを本当にゼロベースから見直して議論していただければと思います。

○菅原委員　どうもありがとうございました。
最後に、富田参考人に國の資産・債務改革についてお尋ねをしたいと思います。

これまで議論してきましたように、大変深刻な財政状況、先ほども御説明あつたように、やはり国債については売却可能なものは積極的に売却をして、財政再建に最大限役立てていくということは極めて重要だと思います。

平成十五年度の国の状況では資産約七百兆円、産を除くと、よく四百三十兆ということが言われるわけありますが、これも大変議論の分かれるところであります。

それはそれといたしまして、先般、経済財政諮問会議で、谷垣財務大臣から売却可能な資産十一・五兆円分の提示がなされました。一方で、我が自民党的財政改革研究会においては百十二兆円の圧縮案を提示したわけでございますが、国有財産として庁舎、官舎あるいは未利用地などの売却等について約十二兆円、一方で、百兆円については貸付金の証券化の案が盛り込まれてゐるわけであります。このこともいろいろな場面で議論になつてきてることは御案内のとおりであります。

こうした中で、その論議の中で、どうしても普通国債と財投債は償還財源が異なりますから、仮に売却して証券化したとしても、国の財政状況の改善にはつながらない、こういう意見もある。あるいは一方で、いやいや、見合いの負債である財投債が結局減る、落ちるわけですから、国全体で見れば利払いの低減につながるから、これは重要なことだ、こういう意見もあるわけでございま

す。

これはそのといたしまして、谷垣財務大臣から売却可能な資産十一・五兆円分の提示がなされました。一方で、百兆円については貸付金の証券化の案が盛り込まれてゐるわけであります。このこともいろいろな場面で議論になつてきてことは御案内のとおりであります。

○菅原委員　どうもありがとうございました。

この法案の六十条には、「國の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討する」、こう銘打つてゐるわけでございまして、今日、貸付金約二百九十兆、このほとんどを占める財政融資資金の貸付金、これを証券化することによってお尋ねをなすことによつて財政再建に資していく、この点

の御所見、御見解をいただければと思います。

○富田参考人　貸付金の証券化について、その適否を検討するということが法案にございまして、

今菅原先生お尋ねの件でありますけれども、これまで企業、銀行におきましては、自分自身の本体で借金をするよりも、証券化をして、いい資産だけ切り出して、それを担保にして借金をするとより低い金利でお金を借りることができるというの

が証券化のメリットでございました。これを国の場合に適用いたしますと、非常に難しい問題に遭

ります。

と申しますのも、我が国は国際的には国債の信

用力がやや揺らいでいるということがあるにいたしましたが、國は日本国内においては最も信用力

が高いわけであります。そういう意味で、民間企

業そして銀行のように証券化をしていくとい

うことの意味があるのかどうかということについ

ては、さらに検討をする必要がございます。

菅原議員御指摘のとおり、国債には、種類なん

ですけれども、普通国債と財投債がある。それ

で、普通国債については将来のプライマリー黒字

でもつて返済していくということなんですねけれども、財投債につきましては、貸出先からの回収

金、これは政策金融を行つてゐるところあるいは事業機関からの回収金でもつて返済する。利子に

ついても、政策金融機関の利子收入、そして事業

機関の料金收入等でもつて返済されるという形に

なつてゐるわけでして、貸付金を証券化してそれ

で財投債が減つたといったとしても、国民負担に

直接関係するかどうかということもあるわけなん

です。

したがいまして、貸付金の証券化につきまして

は、財政の健全化に資する、つまり普通国債の償

還に寄与するかどうかという観点より検討するこ

とが非常に重要であり、いろいろな角度から広く

慎重に検討する必要があるんですけれども、やは

り大事なことは、国民の負担が抑制されると

いう観点を最優先で重視すべきであるというふうに存

じます。

○今津委員長代理　菅原君、時間ですから終えてください。

○菅原委員　はい。

景気の回復が拡大をしておりますが、景気は循環するもので、いつか下降線に至ることもあるわ

けでありますから、まさに健全な財政はさらに悪化して景気後退を助長してしまいますから、この景気が好況のときにこそ、国家百年の計に立つて改革推進をしつかりやっていくことが重要だと

思います。

○今津委員長代理　これにて菅原君の質疑は終りました。

○谷口(和)委員　公明黨の谷口和史でございま

す。

まず、お忙しい中、本日の参考人質疑においては、さだめ検討をする必要がございます。

いたしまして、御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

菅原議員御指摘のとおり、国債には、種類なん

ですけれども、普通国債と財投債がある。それ

で、普通国債については将来のプライマリー黒字

でもつて返済していくということなんですねけれども、財投債につきましては、貸出先からの回収

金、これは政策金融を行つてゐるところあるいは事業機関からの回収金でもつて返済する。利子に

ついても、政策金融機関の利子收入、そして事業

機関の料金收入等でもつて返済されるという形に

なつてゐるわけでして、貸付金を証券化してそれ

で財投債が減つたといったとしても、国民負担に

直接関係するかどうかということもあるわけなん

です。

したがいまして、貸付金の証券化につきまして

は、財政の健全化に資する、つまり普通国債の償

還に寄与するかどうかという観点より検討するこ

とが非常に重要であり、いろいろな角度から広く

慎重に検討する必要があるんですけれども、やは

り大事なことは、国民の負担が抑制されると

いう観点を最優先で重視すべきであるというふうに存

じます。

○富田参考人　ただいま谷口先生御指摘のよう

に、行政減量有識者会議におきましては、個々の事業を、現在國家公務員が担つてゐるものについ

て、それを国家公務員がこれからも担つていく必

要があるのかどうか、定型的なものであれば民間

にアウトソースしたらどうか、そしてまた独立行

政法人に効率的な仕事をやらすということはどう

かということで、個別の事務事業を、先生まさに

おつしやいましたような形に区分け、仕分けしながら検討することによって国家公務員の減量ということに結びつけようとしております。

例えばございますけれども、例えば農林統計について、国家公務員が直接農家に出向かれていろいろ庭先調査をやられたりヒアリングをされていいる。その一方で、国勢調査につきましては、そ

の時期にやはり民間の調査員にゆだねるといったことをやり、そして、その集計については地方公共団体が行っている。そういうさまざま事業の事務フローを分析しながら、いかなる主体が担うことがあつたかといふ観点を非常に重視して、まさに事業の区分けという観点を踏まえながらいろいろと議論を進めております。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

続いて、富田参考人に引き続きお伺いしたいと思

います。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

ありますけれども、商工中金につきましては、平成十年ごろの貸し渋り、貸しはがしという中で、そういうあらしが吹く中でセーフティーネット貸し付けなどを積極的に行って中小企業を救つた大切な金融機関であります。今後も、完全民営化されるわけですから、この中小企業に対する役割の中では非常に大きな役割を担つていくというふうに思つております。

それで、完全民営化ということになるわけですけれども、自己資本比率を見ますと、十七年の三月現在で七・七八%、それから年間利益が九十二億円ですか、百億円に満たないということで、財政基盤としては非常に弱いというのが現状かと思います。今後、財政基盤をやはり強固なものにしていかなければならぬと思いますし、党としても、政府が四千億円の出資金を出しているわけで、すけれども、このかなりの部分を準備金化してしまつかりと財務基盤を確保していくてほしいといふ申し入れも行つてあるところではあります。

おことも考えられるのではないかと思うんですが、富田参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○富田参考人 谷口先生御指摘のように、中小企業金融ということは、これから我が国の政策においても大きな重要性を持つたものだというふうに存じます。

その意味で、この法案におきましては、国民生産金融公庫、中小企業金融公庫につきましては、新しく一つに統合されます政策金融機関において、業務の一部を廃止しながらも引き続き政策金融機関として事業を行つていくこととなつております。

極めて具体的に商工中金のことをお尋ねになられたんですねけれども、民営化される金融機関の新体制は平成二十年度に発足するわけですねけれども、さらにその先、五年から七年かけて完全民営化されるということが法案の中に入つております。

その際、完全民営化されたときの、お尋ねの商工中金でありますけれども、どういうビジネスモデルを構築していくべきかということを多分これからも検討しなくてはならないと思うんですけれども、やはりこれまでの、組合組織を通じ、また全国のネットワークというふうなことで培われた企業価値を高めていくことだらうと思うんです。企業価値を高めるということは、完全民営化によって売却収入が国民に還元されるわけですねで、やはり企業価値を高めるということが重要な方策だらうと思います。

○富田参考人 これまでの商工中金で培われてきましたさまざまなノウハウというものを生かしつつ、完全民営化後は、民間金融機関と競争し、持続可能なビジネスモデルを構築するという観点が非常に必要でありますので、多面的な検討が必要というふうに思います。

預金による調達の方がコストが安いのか、金融債の方が低いのか、そうしたものを多面的に検討し、組合組織を中心とした中小企業金融というものから、それも含めた新たな民間業態への転換といふことを安定的に行つていくことの詳細な制度設計について、多面的な検討が必要であるというふうに思います。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

あともう少しですので、最後に、特別会計について井堀先生にお伺いをしたいと思います。

先ほど、特別会計のメリットという中で、すべての経費を一般会計でまとめて計上するのは、予て、これから民間金融機関とのイコールフットティングという面も重要でしようし、さまざまな側面からこの詳細設計を検討する必要があるうというふうに存じます。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

今、資金調達のお話がありましたけれども、申込の貸付原資の資金調達につきましては、そのほとんどが今金融債によるものになつております。今後の円滑な調達という面におきましても預金による原資の確保には限度があるのではないかといふふうに思われます。党の方としても、先ほど申しました申し入れの中で、金融債の発行が資金調達のかなめであることを踏まえ、必要な期間、金融債が発行できるよう措置することというふうに申し入れをさせていただいております。

現状を考えると、民営化後も当分の間はこの金融債を中心とした資金調達を続ける以外にはないのではないか、こういうふうに考えるわけですねけれども、富田参考人のお考えをお伺いしたいと思います。

○井堀参考人 一つは、会計上の制度といいますか、予算上のいろいろな現状を前提にして、予算が、特別会計と一般会計の間で補助を入れたり、やりとりがありますから、そういうもののを前提にして、その情報をよりわかりやすく国民に開示するというのはいろいろなやり方があると思います。

今でも、一般会計の予算と特別会計の予算のほかに、それを統合したいいろいろな形の情報を財務省等で出していますので、現状の予算制度のもので、いろいろな会計上の仕組みを省としてわかりやすく国民に開示するための、情報の透明性のためにいろいろな情報公開のツールというのは、いろいろな視点から資金の重複関係を統合して、結果としてサービスの受益と負担がどうなつていてか、そういう形の情報開示をやるというのが一つの方法ですね。

それからもう一つは、やはり複雑な会計上の仕組み自体をより簡素化する方向でやるというのが実態的に国民にとってわかりやすくする方法で、つまり、一般会計から入ってきたものを特別会計の方にやって、結果としてそれが本当に必要でないとすれば一般会計のままでやつた方がいいわけですね。逆に、保険料として入ってきたものと税金として入ってきたものを同じような形で社会保障に使うのであれば、では税金と保険料を最初

で、これから民間金融機関とのイコールフットティングという面も重要でしようし、さまざまな側面からこの詳細設計を検討する必要があるうというふうに存じます。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

今、資金調達のお話がありましたが、申込の貸付原資の資金調達につきましては、そのほとんどが今金融債によるものになつております。今後の円滑な調達という面におきましても預金による原資の確保には限度があるのではないかといふふうに思われます。党の方としても、先ほど申しました申し入れの中で、金融債の発行が資金調達のかなめであることを踏まえ、必要な期間、金融債が発行できるよう措置することといふふうに申し入れをさせていただいております。

現状を考えると、民営化後も当分の間はこの金融債を中心とした資金調達を続ける以外にはないのではないか、こういうふうに考えるわけですねけれども、富田参考人のお考えをお伺いしたいと思います。

○井堀参考人 一つは、会計上の制度といいますか、予算上のいろいろな現状を前提にして、予算が、特別会計と一般会計の間で補助を入れたり、やりとりがありますから、そういうもののを前提にして、その情報をよりわかりやすく国民に開示するというのはいろいろなやり方があると思います。

今でも、一般会計の予算と特別会計の予算のほかに、それを統合したいいろいろな形の情報を財務省等で出していますので、現状の予算制度のもので、いろいろな会計上の仕組みを省としてわかりやすく国民に開示するための、情報の透明性のためにいろいろな情報公開のツールというのは、いろいろな視点から資金の重複関係を統合して、結果としてサービスの受益と負担がどうなつていてか、そういう形の情報開示をやるというのが一つの方法ですね。

それからもう一つは、やはり複雑な会計上の仕組み自体をより簡素化する方向でやるというのが実態的に国民にとってわかりやすくする方法で、つまり、一般会計から入ってきたものを特別会計の方にやって、結果としてそれが本当に必要でないとすれば一般会計のままでやつた方がいいわけですね。逆に、保険料として入ってきたものと税金として入ってきたものを同じような形で社会保障に使うのであれば、では税金と保険料を最初

から一本にした方がいいとか、やりくり上のいろいろな問題自体を変えるという二本立てがあると思ひます。

その後の方は、これはやりくり自体を変えるんじやなくて、ともに、例えば社会保障の制度の中での受益と負担をどうするか、あるいは国と地

方の間の交付税を通じたやりとりをどうするかと

か、いろいろな形の制度自体の改革とセットでや

らないとなかなか難しいと思つんですが、前者の

方の情報開示に関しては、最近、かなり財務省等

も含めていろいろな形で進んでいます。あ

る程度、今の複雑な制度を前提にしても、それな

りに国民にはよりわかりやすい形で開示はできる

んじゃないか、その方向で今後とも進めてやつて

いただきたいと思います。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、これで終わります。あ

りがとうございました。

○今津委員長代理 これにて谷口君の質疑は終了

いたしました。

次に、北橋健治君。

○北橋委員 民主党的北橋健治でございます。

これまで、本会議を入れますと五十時間以上の国会質疑を行つてまいりました。この行革によりまして、今後、国民生活には大変大きな影響があります。そういう意味で、民主党といたしましては、地方公聴会を含めまして各界の御意見を承りたい、そのように与野党の折衝で申し上げてまいりましたが、残念ながら、地方公聴会の開催で合意に至つております。そういう意味におきましては、本日、参考人質疑の形で有識者の皆様から大変貴重な御提言をいただいたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、限られた時間でございますので、連合の意見参考人に、重要な諸点についてさらに御意見を敷衍してお答えいただければと思つております。

まず第一に、行政改革と地方分権の関係という

ことでございます。

総理のお言葉では、官から民へ、國から地方へ

ということで、官全体を減らすことがある

わけでございますが、先ほどの、三年で二割、総

人件費改革でも意見が出ておりましたが、今によ

うにちょこちょことシステムをいじるぐらいで

は、国民の期待するような改革には到底ならな

い。民主党としましては、これは補完性の原理に立つて、つまり地域住民の英知を信ずる。明治以

来、国が地方に対して、許認可、補助金、情報、

そういう観点でいろいろと統制をしてきた社会

を根本的に変えない限り、この国の官業のあり方

を変えることはできないという意味におきまし

て、民主党は、補完性の原理に基づく分権改革こ

そがこの行革の最大の視点になるのではないか、

それによって初めて新たな地平を開けると考え

て、対案を提出したところでございます。

そこで、連合としてはこの補完性の原理に基づく分権改革の重要性についてどのようにお考え

か、御意見を賜ればと思います。

○逢見参考人 補完性の原理に基づく分権改革と

いう考え方については、私ども連合としても基本

的に一致するものがございます。先ほどの参考人

意見のところ、私は、国民生活の安心、安全を

公共サービスが責任を持つべきだというこ

とを申し上げましたけれども、それには、国がや

るべきものと、そして地方にゆだねるべきものを

明確に分けた上で、特に国民生活に密接にかかわ

る部分は地方公共団体が公共サービスとして担つ

ているところもあるわけですし、また、それをべ

るべきものもあるし、それから地方公共団体が独

自の事業として行うものもあると思います。しか

し、それが整合性のとれる、住民にとって利便性

のあるサービスであるための調整機能というもの

は、地方自治体が役割として担わなければ、いわ

ゆる官の役割としてあると思います。

また、サービスの供給過多を防ぐという必要も

あると思います。参入を自由にするということ

は、競争を促すという意味で有効ではありますけ

れども、しかし他方で、過剰競争に陥つて、それ

がサービスの質の低下を招いたり、あるいは労働

条件を悪化させる、そうした懸念もあるわけです。

そうした問題について、やはり官が調整機能

して公権力を伴うサービス、行政、こういったものについては国がやるべきものがあると思いますが、しかし、それ以外の分野においては大胆に地

方に分権すべきというふうに考えております。

○北橋委員 大変ありがとうございました。

今のお話の中で官と民のベストミックスについ

ても言及があつたわけでございます。最初の御發

言の中にも、このベストミックスに応じて国民の

方が担うべきものというお話をありました。官

と民という視点で、具体的に、今後、官業、官が

担うべき役割、サービスというのはどういうもの

になると考えておられるでしょうか。もし、つけ

加える点があれば。

○逢見参考人 先ほどのお答えにもう少し補足を

したいと思いますが、公権行使を伴うものは基

本的に官が行うべきだと思います。そして、サ

ービスの供給主体が複数ある場合に、それを全体調

整するコーディネート機能というのが、これは公

共の役割としてあると思います。

例えば、交通システムなどは、提供主体は、民

がやるものもあるし、それから地方公共団体が独

自の事業として行うものもあると思います。しか

し、それが整合性のとれる、住民にとって利便性

のあるサービスであるための調整機能というもの

は、地方自治体が役割として担わなければ、いわ

ゆる官の役割としてあると思います。

また、サービスの供給過多を防ぐという必要も

あると思います。参入を自由にするということ

は、競争を促すという意味で有効ではありますけ

れども、しかし他方で、過剰競争に陥つて、それ

がサービスの質の低下を招いたり、あるいは労働

条件を悪化させる、そうした懸念もあるわけです。

そうした問題について、やはり官が調整機能

性ということを考えて参入するわけですが、しか

し、セーフティーネットとなるべきサービスは、その観点だけではかるべきではない。そういうた

めになつたところがございました。今も御指摘がございましたけれども、規制緩和というのは、総論において反対する者はいないわけでございますが、やり方によつては大変負の部分が、影の部分が生まれてきていることも事実だらうと思います。

○北橋委員 ありがとうございました。

さて、逢見参考人の陳述の中で規制改革にお触

れてきておりますその結果が幾つか出てきており

ますが、それに対する検証のシステム、これが必

要であるという御指摘がありました。まことに私

が生まられていてることも事実だらうと思います。

そういう意味で、先ほど規制改革の問題点に

触れられた中で、規制改革、これまで現実に行わ

れてきておりますその結果が幾つか出てきており

ますが、それに対する検証のシステム、これが必

要であるという御指摘がありました。まことに私

が生まられていて、御意見がございましたらよろしくお願ひ

いたします。

○逢見参考人 規制改革について、負の問題点と申しますが、時間も限られておりますので二つほど事例を申し上げたいと思います。

一つは、タクシー、トラック等において参入規

制の緩和が大幅に行われました。その結果、確かにタクシー料金が安くなつた、あるいはトラック

運賃も安くなつたという部分が一方でありますけ

れども、他方で、影の問題として、タクシー運転手

の最低賃金が法基準以下である。これは、北海道

で業界が自主的に調査したところ、そこに最低賃

金違反が見られたということで、今業界としてそ

の是正に努めていますが、北海道に限らず全国

的に恐らくかなりあるんだろう。そして、長時間

労働。特にこれは、トラック等において長時間労

働、それが働き過ぎにつながるという問題がござ

ります。こうした過重労働の問題など、公正労働

基準という点で、大幅な参入規制がもたらした負

性ということを考えて参入するわけですが、しか

し、セーフティーネットとなるべきサービスは、その観点だけではかるべきではない。そういうた

こういった問題について、本来であれば労働基準監督行政がその役割を担わなければならないわけですけれども、しかし、その監督行政が、人数的にいつてもすべてを監督できるわけではないということ、実際にいろいろ問題が出てきています。なんだろうと思います。

もう一つ、最近問題になつた耐震偽装建築の問題

これは、ユーザーである住宅を購入した人にとつては、全くその情報が与えられていない、売り主を信頼してマンションを買うしかないわけでありまして、それが実は偽装だったと気がついたときに補償を求めたとしても、非常に時間もかかるし、そして金もかかる、しかしそこに住むことはできないという状況に置かれるわけです。

そういった意味では、安心、安全が担保されている、保障されているということを前提にして成り立つている社会で、後から実はそれが違つてしまつたということは、大変国民を不安と混乱に陥れることだと思います。

これは、市場の中で悪徳な業者は淘汰されるからではないかという議論があるわけですけれども、確かにそういった人たちは市場から淘汰されしていくのかもしれません、しかし結果として、偽装された建築物が残り、そしてそこに住んでいる人たちはそこから立ち退かなければならぬという問題について、どのように解決をするのか。そういう意味では、安心を保障し得るチエック機能というものが重要であるというふうに考えております。

○北橋委員 ありがとうございました。

民主党といったましても、やり放しではなくて、政府の方もフォロー・アップという形でいろいろなレポートは出てくるわけでございますけれども、この規制改革を今後進めるに当たりましては、今逢見参考人が指摘をされた、社会全体の観点からそれをしっかりと検証していくシステムの必要性については、共感するところ、まさに大なります。

さて、特別会計の改革につきまして御指摘がございました。

今回の法案におきましては、政策金融あるいは特別会計全般の大きな見直しの方向性が示されていますけれども、その中で、民主党内の議論におきましても、例えば商工中金や中小企業金融公庫など、中小企業者あるいは農林漁業者や地域にとって非常に重要な役割を果たしてきました、その公益的機能というのは率直に評価をすべきである、したがつて、今後スリムになつていく過程において、大幅な統廃合を民主党も主張しているわけでございますが、特別会計におきましても重要な公益的な機能の認識というものは決して忘れるべきではないと考えております。

そういう観点から、先ほど参考人は、特別会計の中で、特に労働保険特別会計の見直しについて御意見を述べられました。私ども、雇用におけるセーフティネットの果たしてきた役割は非常に重要だと考えるものでございますが、連合として御意見をお聞きを述べられました。私ども、雇用におけるセーフティネットの果たしてきた役割は非常に重要性について、もう一度、そのお考え方を敷衍してお聞かせ願えればと思います。

○逢見参考人 雇用環境につきましては、最近は、完全失業率も四%そこそこ、あるいは有効求人倍率も好転しているということで、いわば雇用の危機というのは去つたかのように思われております。しかしながら、地域間の格差がございまして、まだまだ北海道、東北といったところでは失業が深刻なところがございます。

また、これがのど元過ぎて熱さを忘れるということになつてはいけないと私は思います。私ども、失業率が五%を超えた時点がたしか平成十二年ごろ

が、一時、その積立金が底をつくような状況になつた。そういうときには、雇用保険というの是非常に重要な役割を果たします。

雇用保険は特別会計で積立金があるわけですが、一部の業者が飯を食えるというような、何かそん

りまして、そこで、雇用保険料率の見直しなど、そして給付の見直しなどを行つて、セーフティーネットとしての雇用保険が破綻しないように、機能がこういうときこそ果たせるようになっていること

で、その改革に当たつて、私ども連合としても真剣に検討し、政府に対してもいろいろな要望を申し上げて、その内容も一部実現されました。

そういった意味では、この雇用問題というのは、市場経済である以上、常に失業の不安という问题是発生するわけであつて、そうした問題について機動的に政策が発動できる必要があると思います。そういう意味では、一般会計にはなかなかなじみにくいところがありまして、特別会計としては行うべきであると思いません。

もう一つ、私は、企業の倒産、合理化といった問題について、これも平成十二年から十五年ぐらいたままでにかけて企業が随分倒産した時期があります。その問題にも直面してまいりました。中小企業では、破産宣告を受けた際に即解雇となるわけですから、そのときに給料が未払いであつたとか、あるいは約束された退職金がもらえないなかつたとかという問題が発生します。

そうしたときに、未払いの賃金の立てかえ払い制度があることによって、当座、そうした人たちが生活に困らないようにする給付が受けられる。その上で、立てかえ払いした後の請求権は、国が倒産した事業主に対して請求するということで、こうした労働保険特別会計の機能は、今後とも残す必要があると思っております。

○北橋委員 ありがとうございました。

民主党といつても、やり放しではなくて、政府の方もフォロー・アップという形でいろいろなレポートは出てくるわけでございますけれども、この規制改革を今後進めるに当たりましては、今逢見参考人が指摘をされた、社会全体の観点からそれをしっかりと検証していくシステムの必要性については、共感するところ、まさに大なります。

な感じの話に見えてしまうわけで、国民の観点に立つた行革なのかどうか、こういう視点が大事だという御指摘、全く同感でございます。

その中で、参考人は、今後市場化テストを進めに当たりまして、三つの原則というものを最低限明確にすべきだという御指摘がございました。良質な公共サービスの安定的な供給と確保、二に、ユーザーによるコントロールが担保されたたるに、その公的機能というのは率直に評価をすべきである、したがつて、今後スリムになつていく過程において、大幅な統廃合を民主党も主張しているわけでございますが、特別会計におきまして最も重要な公的機能の認識というものは決して忘れるべきではないと考えております。

そういう意味では、この雇用問題というのは、市場経済である以上、常に失業の不安という问题是発生するわけであつて、そうした問題について機動的に政策が発動できる必要があると思います。そういう意味では、一般会計にはなかなかなじみにくいところがありまして、特別会計としては行うべきであると思いません。

もう一つ、私は、企業の倒産、合理化といった問題について、これも平成十二年から十五年ぐらいたままでにかけて企業が随分倒産した時期があります。その問題にも直面してまいりました。中小企業では、破産宣告を受けた際に即解雇となるわけですから、そのときに給料が未払いであつたとか、あるいは約束された退職金がもらえないなかつたとかという問題が発生します。

○逢見参考人 雇用環境につきましては、最近

は、完全失業率も四%そこそこ、あるいは有効求人倍率も好転しているということで、いわば雇用の危機というのは去つたかのように思われております。しかしながら、地域間の格差がございまして、まだまだ北海道、東北といったところでは失業が深刻なところがございます。

また、これがのど元過ぎて熱さを忘れるということになつてはいけないと私は思います。私ども、失業率が五%を超えた時点がたしか平成十二年ごろ

が、一時、その積立金が底をつくような状況になつた。そういうときには、雇用保険というの是非常に重要な役割を果たします。

○逢見参考人 官に限らず民に限らず、あの雇用が不安な人に対する一生懸命働きといつても、頭に置かれた問題提起なのでしょうか。その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

この三番目の原則でございますが、これは、当委員会におきましても大変議論が行われたところでございますが、市場化テストによりまして職を失うようなケース、そういう公務員のことなどを念頭に置かれた問題提起なのでしょうか。その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○北橋委員 ありがとうございました。

民主党といつても、やり放しではなくて、政府の方もフォロー・アップという形でいろいろなレポートは出てくるわけでございますけれども、この規制改革を今後進めるに当たりましては、今逢見参考人が指摘をされた、社会全体の観点からそれをしっかりと検証していくシステムの必要性については、共感するところ、まさに大なります。

人員が発生し、そして、配置転換するのであっても、しかし、定員という枠の中ではなかなか配置転換が果たしてうまくいくのだろうか。それから、省を超えた雇用吸収ということができるのだろうか。そして、一たん民に移った方が官の方に戻るというときの保障ができるのだろうか。特に、公務員は雇用保険に加入していないわけでござりますので、そういう人たちを失業者として外には出することは絶対にあってはならないと思います。

そういった意味で、官民入札にかかる雇用の問題について、よりきめ細かな対策が必要ではないかというふうに思つております。

○北橋委員 ありがとうございます。
時間が参りましたので、終わります。

○今津委員長代理 これにて北橋君の質疑は終了いたしました。

○大島(敦)委員 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 おはようございます。民主党の大島です。

きょうは、参考人の方に何点か質問をさせてください。

まず、桑原参考人、きょうは朝早くから、岐阜

からこちら東京までおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどお話を伺つておりますと、地元の市の受

注をされている仕事について、一回受注した後

に、後から行政がルールを変えるというお話をございました。どうしてそのようなことが行われるのか。やはりそこには結構根深い問題を含んでい

るのかなと思いまして、まず、その点についてお

話を伺わせてください。

○桑原参考人 公共工事が談合状態にあって実際

競争がないということは、多くの方がわかっています。

地方議会でも、首長は、談合が発覚しない限り

談合はない、要するに、公平に公正に競争的にな

されているような回答がなされています。実態

は、一貫して、競争の入らない仕組みが今の自治

人の発生し、そして、配置転換するのであっても、しかし、定員という枠の中ではなかなか配置転換が果たしてうまくいくのだろうか。それから、省を超えた雇用吸収ということができるのだろうか。そして、一たん民に移った方が官の方に戻るというときの保障ができるのだろうか。特に、公務員は雇用保険に加入していないわけでござりますので、そういう人たちを失業者として外には出することは絶対にあってはならないと思います。

を伺わせてください。

まず、政府提案の行革推進法について、私たち民主党としては地方分権の観点が非常に必要だと思っております。地方分権を徹底的に行うことによって、中央の政府は相当改革できるかなと考えております。

今回の行政改革の推進法案について、逢見参考人としてはどのような評価を総合的に下しているのか、御意見を伺わせていただければ幸いと存じます。

○逢見参考人 総合的な評価というお尋ねでござりますが、冒頭の陳述で申しましたとおり、私どもは、初めに削減目標ありきということではなくて、公共というのはいかにあるべきか、その中で、国が担わなければならぬものは何か、地方に移管すべきものは何か、そして、官だけではなくて民やNPOができるものは何かという、総体としての公共サービスを、担当手をどのように分けていくかという観点で、そこに漏れがないような形で、全体として国民の安心、安全をカバーできる、そして、それが効率的に提供できるという姿が望ましいというふうに考えております。

そういった点でいうと、政府提案というのは、初めに五%という削減目標があつて、その中で、それをどのように達成するかという中での事業の仕分けというのが行われておりますと、そういう意味では、私どもが描く姿とはちょっと違っているというところがあります。

また、国と地方との仕分けという点について、これは別のところで議論しているんでしようけれども、今回の行革推進法案の中で、地方に移管すべきものは何かということについて、明確な方向が示されていないというところがあると思います。そういう点で問題があるというふうに考えております。

○大島(教)委員 引き続き、逢見参考人に御意見を伺いたいんですけれども、公務員制度改革を論じるときに、人事院勧告の制度についての議論が出てきます。人事院勧告の制度がありますから労働基本権が制約をされているという議論も当委員会であつたかと思ひます。戦後これまで統いてきました人事院勧告制度につきまして、今後どういふ姿が望ましいのか。私は、人事院勧告制度があることによって、労使ともに、お互いに切磋琢磨するというところが欠けたのかなども考えておりまして、その点につきまして、逢見参考人の御意見を伺わせていただければ幸いです。

○逢見参考人 人事院勧告制度についてのお尋ねでございますが、これは、公務員に労働基本権を与えないこととの代償として人事院勧告制度があるのがあります。その公務員に労働基本権を与えないというのは、国際的に見ますと非常に日本は特殊な位置にあります。主要先進国では労働基本権が付与された中で運営されています。

もちろん、公務という性質上、基本権の中でも、ストラトランクとかそういうものについて制限されているところがあります。それは、私どもも、基本権を与えるからすべてそれが行使されなきやいけないということではないと思っております。そういうふうな意味で、基本権を付与する必要がある。

これは、付与しない理由として、公務という労働の特殊性ということが強調されているわけですが、しかし、今日、公共という分野でありながら、今まで公務が担つていたものが民間に委託されるとか、あるいは独立行政法人、非公務員化されるとか、あるいは、さらには今度の市場化テストの中では、官民が競争入札をする、あるいはPFIという中で民間が事業をやっているというのもあると、今まで公務がやっていたものを民間がやつた場合には当然労働基本権があるわけであつて、公務という仕事の特殊性で与えないという理解をする機能は必要だと思いますので、そういう人事院は、その意味で、今のような代償措置としてはの人事院勧告ではなくて、真に民間準拠した場合の賃金水準はいかなるべきかという機能はあると思いますし、そして公務全体としての人事管理をする機能は必要だと思いますので、そういうところに変化すべきではないかというふうに思つております。

○大島(教)委員 ありがとうございます。

民間の会社ですと、特に労使関係が成熟しているところでは、会社の生産性を上げるために、労働組合のメンバーである従業員の方も一丸となって各種生産性の向上運動、JK活動とかQCあるいはTPMというような生産性活動をして、会社と一体となって会社の利益を上げるために頑張つていらっしゃる。会社側も、良好な労使関係があることがよりよい生産効率を上げることにつながつてくるということで、昔の厳しい時代を経て今は良好な労使関係があると理解をしておりまして、公務におきましては、やはり一定の労使関係は成り立たなくなつていいのではないかと、そして一つには成熟が必要なのかなとおもいます。

○伊吹委員長 大島君の質疑は以上をもつて終りました。

次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

私が方からは、最初に桑原参考人に何点か、公共工事の発注改革に関するお尋ねをしたいと思つております。

桑原参考人も公共工事の発注の改革の必要性を訴えておられました。そういう中で、最近、大手ゼネコンなどによる入札談合事件の摘発が相次いでおります。その背景として、改正独占禁止法、罰則の強化ですとか、あるいは課徴金の減免制度、リーンエンジンのようないい制度が功を奏しているのではないかと、そういうこともお聞きす

思っております。

○富田参考人 お尋ねの、まず大きな政府、小さな政府ということですが、国民の税負担の面では小さな政府ですが、支出を見ればかなり、国際比較で見たら、中程度の制度であろう。

そういう中で、公共事業でありますけれども、九八年と比較いたしますと、公共事業費は半減という形に縮小されております。それで、もなおかつ、経済規模との対比で見ますと主要先進国よりも高い水準にあるわけとして、これからは、これまで整備が進められてきました社会資本のストックを有効活用しつつ、そしてやはり公共事業は真に必要なものだけに限定するということで、引き続き、抑制、重点化の方向とが望ましい方向であるかと思います。

○井堀参考人 公共事業につきましては、国際的にもGDP比で高い水準ですから、小泉政権になつて相対的には下がっていますけれども、まだ切り込む余地はあると思います。

きょうも桑原参考人が言つてきたように、公共事業の調達費用は、まだまだ入札方法等を見直せば相当程度下がると思いますし、あと問題は、公共事業の中身を時代に合つたものに変えていくことで、本当に必要な公共事業はあるんですけれども、どうも無駄な公共事業が相当まだ残つていますから、中身の改革とそれから調達費用の効率化をすれば、公共事業の総額を引き下げても、それなりに国民にとって必要なものは提供できるのではないかと思います。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○伊吹委員長 これにて塩川君の質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党的菅野哲雄でございます。参考の方々から貴重な意見をお聞かせいただきまして、心から感謝を申し上げる次第でござります。

最初に、逢見参考人からお伺いいたします。

行政改革推進法の第一条では、この法案の目的

が、簡素で効率的な政府を実現することにあるとされていますが、公務員数、政府支出に占める公務員の人事費、どちらをとっても先進国中最も小さな政府になっていることは、政府も認めております。

行政改革推進法案並びに市場化テスト法案は、公務員の削減と公共サービスの民間開放が先にありますと、先ほども意見を述べておられましたが、行政の本來あるべき姿将来像を国民に全く示していないと私は考えるものですが、逢見参考人の御意見を改めてお聞きしたいと思います。

○逢見参考人 平成十七年度版の経済財政白書において、政府支出の規模や国民負担の大きさといふから六番目、国民負担については下から四番目。また、総務省の出した資料によると、人口千人当たりの公務員数は日本は三十五人ということです、ドイツ、イギリス、アメリカ、フランスと比べても少ない。そういう意味では、比較的小さな政府であるということが言えると思います。

したがって、簡素で効率的な政府といったところに、小さければ小さいほどいいという立場に私は立つべきではないと思います。やはり、必要な公共サービスというのはあるわけだし、国民はそれを期待しているわけですから、それがきちんと提供される体制をつくることが必要である。

もちろん、これだけで国民に安全、安心、そしてセーフティーネットを供給することはできませんので、絶えず見直しをしながら、不要な仕事についてそれをなくし、そして必要なところに人を配置していくという努力は必要だと思います。そういう意味では、簡素、効率という言葉の定義、そして、そのメルクマール、指標という

次に、富田参考人、逢見参考人、お二方からお聞きしたいと思います。

耐震構造設計偽装事件、ライブドアの証券取引法違反、米国産牛肉の危険部位混入問題、あるいは防衛施設庁の官製談合事件を見るまでもなく、今、国民が行政に最も望んでいることは、安全で

安心できる公共サービスであると私は考えております。そのため、格差は正に真剣に取り組み、行政官業癒着構造にもしっかりとメスを入れていくことが大事だと考へているものであります。

今回の行政改革関連法案が成立した暁に、安心、安全の公共サービス、格差是正、あるいは行政官業癒着の根絶が実現できると考へておられますか、率直な意見をお聞きしたいと思います。

○富田参考人 菅野先生から非常に難しい御質問を賜ったわけでございますけれども、安全、安心が非常に大事だと思ってることでござります。

安全、安心を長期にわたつて持続可能な形で国民により効率的に提供するということがやはり求められておるわけでございまして、その点からいへども、どうしても少ない。そういう意味では、比較的小さな政府であるということが言えると思います。

したがって、簡素で効率的な政府といったところに、小さければ小さいほどいいという立場に私は立つべきではないと思います。やはり、必要な公共サービスというのはあるわけだし、国民はそれを期待しているわけですから、それがきちんと提供される体制をつくることが必要である。

もちろん、これだけで国民に安全、安心、そしてセーフティーネットを供給することはできませんので、絶えず見直しをしながら、不要な仕事についてそれをなくし、そして必要なところに人を配置していくという努力は必要だと思います。そういう意味では、簡素、効率という言葉の定義、そして、そのメルクマール、指標といふの

本的には私は正しいと思うんです。しかし、御指摘がありましたいろいろな昨今の問題、その中で

チエック機能がきちんと働いていたのか、あるいはルールがきちんとつくられたのか、その点について、国民の側からすると非常に大きな問題を突きつけているんじやないかと思います。

そういう意味で、改めて市場のルールをどのようにつくつっていくか、そして、そのチエック体制をどのようにしていくかということの検証は必要だというふうに思います。

次に、質問に移りますが、富田参考人、逢見参考人にまたお聞きいたしたいと思います。改革に当たつて、国民、利用者の関与について、ここをどう考へるのかお聞きしたいと思います。

○菅野委員 ありがとうございます。行政改革推進法案や公共サービス改革法案では、国や地方自治体の事務事業全般について整理や仕分けを行い、引き続き官が行う業務、民間にゆだねる業務、廃止する業務などを選定していくとされております。

本来であれば、公共サービスの必要性の有無や個々のサービスの問題点などは、利用者である国民のニーズを最も尊重すべきであると考えるものであります。ところが、行政改革推進法案や市場化テスト法案の双方に、どのようなサービスが廃止され、どのようなサービスが民間に委託されるのか、その過程において住民や利用者が関与できる仕組みにはなっていないと私は考えておりますが、住民のニーズとかけ離れたところで行われる事業の改廃が国民の望む改廃と言えるのかどうか、また、国民の意見やニーズを踏まえるためにはどのような制度設計が必要とお考えなのか。

逢見参考人は、良質な公共サービスの確保、ユーザーの立場に立った公共サービス、雇用、労働条件の確保が大切と先ほど意見陳述をされておりますが、これらも踏まえて、御所見をお聞きたいと思います。

これまでの行政改革の議論では、行政の裁量行為の改め、公正、透明なルールをつくり、そして事後チェックをしていくというというのが行政改革の流れだったと思います。その流れは基が、公共サービスの受け手というのには、ユー

委員の質問に対して、官がみずから身を切ること
がこれから改革に重要なと/orわれておりますけ
れども、この改革というのはどういう
方向を示すと考えておられるんだろうかな、その
中に税制改革も含まれているのではないかと私は
考へておるんですが、富田参考人の意見をお聞か
せ願いたいと思います。

○滝委員 次に、滝実君。
新党グループを代表して、質問をさせていただきたく思います。私は、新党日本の滝実でございます。
新党グループの参考人には、大変ありがとうございます。
新党グループを代表して、質問をさせていただけでも、四人の先生方に一通りはやはり意見を伺いたいと思います。限られた時間でございますけれども、四人の先生方に一通りはやはり意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。
まず、富田参考人にお願いをいたしたいと思います。

公的部門においては自律的な資源配分のメカニズムが動きにくく、こういうようなことを御指摘

重要との観点より、農業の統計とか食糧管理とか、そういうった問題、あるいは北海道開発庁等、そういう観点から、五%以上の純減を目指しますために、社会的ニーズが相対的に低下したところをより大きく削減せざるを得ない。その一方で、安心、安全にかかわります部分については、効率化を求めるながら改革を行つていくことが重要なふうに考えております。

○滝委員 ありがとうございます。大変短い時間でござりますけれども、要領よく情勢をお聞かせいただきました。

次に、逢見参考人にお願いを申し上げたいと思

要でございます。今回の行政改革推進法案では、業務のやり方の改善、より納税者、国民にとって利用がしやすいよう、より効率的な業務が行えるようにといふことでの業務の流れの改善、より安いコストで行う、少ない国民負担で、納税者の負担でサービスを提供するということが主眼でございまして、事業の改廃、事業そのものをやめてしまうというものはございませんて、単に業務の効率化を行つて改

財政の、国債残高の悪化の原因ということについていろいろ分析してみますと、やはりこれは、高齢化の急速な進展による部分というのが非常に大きいわけですが、また、九〇年代の景気悪化の中で、大規模な減税を繰り返してきたということも税収減の原因となり、歴史的に高水準の国債残高を抱えてしまっているというのが現状であるというふうに認識いたします。

そして、今後なんですねけれども、やよりかつて

になりました。私は、それがやはり基本だらうと
いうふうにも思いますし、そういう中で、過去、
昭和三十九年以来、何度か行政改革が行われてき
ましたけれども、やはり戦後に飛躍的に伸びた、
例えば経済行政を中心とした部分、生産量の確保
でありますとか、それを支える外貨の割り当てなど
か、そういうような観点からの分野がいまだに痕
跡として残っている。そういうことを見るにつけ
ても、何とかしなければいけないとということは國
民一様にみんな思つてゐると思うんですけれど

先ほどの最初のお話の中で、職階制は廃止して新たな能率制度というものを考ふなければいけない、こういうような御指摘があつたと思うのでござりますけれども、具体的に、新たな能率制度というの、これは議論すれば議論するほど難しさが出てくるわけでございますけれども、その辺のところを連合の中ではどういうような議論をされていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○菅野委員 最後になりますが、富田参考人におかれましては、まさに美和の立派な銀行で貯蓄しておられた金額を、やはり納税者にとって、セーフティーネットを長期にわたって持続的に供給するという意味におきましては、財政構造改革というものを今後同時に進めていくことが重要ではないかと存じます。

のように、経済成長ができる、それで、いろいろなところに財政資金が、財政支出を配分すればいいということは到底考えることのできる時代ではございませんし、また、人口減、そして社会を支える生産年齢人口の減少というのがずっと続いているわけでございます。

も、この問題と、五年間五%の総人員の削減の問題、その辺の結びつきをどういう格好で議論をされてきているのか、その辺のところのさわりの部分だけでもお聞かせいただきたいと思います。

○富田参考人 滝先生の御質問でございますが、これまで国家公務員につきましては、長い間、総

○逢見参考人 現在の公務員制度というのは、戦後の占領期につくられたもの、それが骨格になっていると思いますが、これは、職階制のもとでそれぞれの職務要件がすべて決められていて、そしてそのもとで定員が決められているという形になつております。これは、分業体制をつくつてい

聞きました。
国債の債務残高が今日の状況は非常に厳しいこと、
いうことは共通認識と、私もそう思っております。今
し、先ほどの意見陳述でも述べておられます。今
日の状況は、公務員の数が多いからとか人件費が高いとか言われておりますが、私は、そのことが原因ではないと考えております。これまでの流れの中で政治がつくってきたことであると考えてお
るのであります。

そういう意味において、今回、この行政改革法案で、やはり公務員数、確かに諸外国に比べて少ないんですけども、まずそこから改革を行うということによりまして将来にわたって国民がセーフティーネットを維持できるような改革を、歳出入一体の改革をするということがこれから必要であるというふうに存じます。

○菅野委員 どうもありがとうございました。終了いたしました。

○伊吹委員長 菅野君の質疑はこれをもつて終了

定員法でもって定員が抑制されてまいりました。しかも、国際的に見れば、千人当たりの公務員数というのも相対的に少ない。それでも、やはり民間の勤労者から見ればまだまだ余裕があるのではないかといふのも、これまで、国民からする行政改革への強いニーズの背景となつておると思います。

そういう中で、見直しに当たりましては、やはり社会構造の大きな変化に対して行政機構が適正な経営資源の配分で対応しているかどうかといふことについての検証と、いうことから始めることが

くという意味では意味があるんでしようけれども、しかし、そこで人材を、能力を高めて、そしてその人たちが能力を発揮してより高いレベルに持っていくという意味では、非常に硬直的なところがあります。そういう意味では、公務に働く人たちが自分たちの能力を仕事を通じて高めていくて、そしてそれが評価され、処遇に生かされるという仕組みが必要ではないかと思つております。そもそも一つは、専門能力を持つ人についてで、これを期間を限定して雇うというやり方があつてもいいと思います。そういった多様な採用

次に、滝実君

重要との観点より、農業の統計とか食糧管理と

第一二類第八号

形態をしていくことが、結果的には公務の質を高めることになつていくと思ひます。そういった人事制度に改革していくべきだというのが私どもの考え方でございます。

○滝委員 御指摘のように、職階制は、確かに戦後新しく取り入れられましたけれども、基本的には、本格的に実施されたことが一番ない。したがつて、今の、少数の国家公務員、地方公務員で行政が運用されているというような結果にもなっている面があるだらうと思うんですね。おっしゃるよう、職階制を厳格にやつたら、これは何人職員がおつても足りないという問題が必ず出てくるわけでございまして、その中で、新たな能率主義、制度というのは、これはなかなか難しい点があらうかと思いますけれども、ぜひ連合の方で新しいものを打ち出していくいただきたいと思ひます。

次に、井堀参考人にお伺いをいたしたいと思います。特会の制度改正の中で、特会制度をつぶすと、それのまた経理内容がわからなくなるという御指摘は、私もそのとおりだと思います。その中で、新しい特会制度の整理統合をする際に、幾つかの会計では収入を特会に直入しているような部分がございます。そういう点について、井堀参考人は、どういうようなことをこれから考えていつたらいのかお伺いしたいと思います。

○井堀参考人 特別会計制度、受益と負担のリンクが明確なものについて、それを国民に情報を開示して、それが本当に適切なものかどうかというのをチェックするという観点から考えますと、一般会計との繋り入れが余りなくして、会計に直接お金が入ってきてそこから出ていくようなものについては、特別会計として残すのか、あるいはそれをもう少し独立化してやるかはともかくとして、そういった仕組みが必要かどうかについては国民に問い合わせるといふんですね。問題は、それではなくて、入り組んでいるようなところについては、かなり一般会計に依存するようなところにつ

いては、一般会計に整理統合する方がいいだらうと思います。

その意味で、直で入つてあるところについては、それが本当に特別会計でいいのかどうか、そな大きさについて国民に情報開示して議論していただくというのが望ましいと思います。

○滝委員 最後に、桑原参考人にお尋ねをしたいと思います。

いろいろいただきました資料では、岐阜市の問題とか佐賀市の問題とか長野県の問題とか、多彩な御経験を積んでおられますようござります。

特に長野県の場合、基本的に、希望入札と申しますか希望参加は、いわば一般競争入札の変形といいます。

うことでずっとおやりになつていらつしやいますけれども、これに伴う事務の手間ですね、一般競争入札の場合は、一番議論されるのはダンピングの問題と事務の煩瑣、手間の問題だと思ひますけれども、こういった問題については、具体的に経験された中でどういうふうにお考えになつていらっしゃるんでしょうか。

○桑原参考人 一般競争入札で事務がふえるというふうなことは聞いていません。

長野県で細かく言いますと、A、B、C、D、Eかな、D、E業者という、数百万の金額で契約する、今まで一回も指名を受けたことのない人たちは、どういうようなことをこれから考えていつたらいのかお伺いしたいと思います。

○井堀参考人 特別会計制度、受益と負担のリンクが明確なものについて、それを国民に情報を開示して、それが本当に適切なものかどうかというのをチェックするという観点から考えますと、一般会計との繋り入れが余りなくして、会計に直接お金を拝聴することができました。心から御礼を申し上げまして、終わります。

○伊吹委員長 これにて滝君の質疑は終了いたしました。

以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、委員各位を代表いたしまして、委員長から一言参考人の先生方にごあいさつを申し上げます。

午前に引き続き、各案審査のため、参考人として、財団法人公益法人協会理事長太田達男君、全国自治団体労働組合副中央執行委員長君島一字君、全国商工会連合会会長清家孝君、日本大学商学部教授永山利和君、以上四名の方々に御出席をいたしております。

この際、委員各位を代表いたしまして、委員長から一言参考人の先生方にごあいさつを申し上げます。

本日は、公私ともまことに御多忙の中にもかかわりませず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれお立場からどうぞ忌憚のない御意見をお述べください、審査の参考にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、各参考人の皆様から御意見をそれぞれ十五分以内でお述べいただき、その後、委員からお答え願いたいと存じます。

まず、本改革の理念と目的でございますが、本来、公益法人といふものは、民間による、民間の、民間のための組織であります。従来の制度は、官庁による介入支配が余りにも強く、民間による自由な活動が制約されておりました。今回の目的は、市民の先見性のある創造的で自由闊達な公益活動が今後の日本社会にとって極めて重要であり、これを支援し、奨励することが目的であり、また改革の理念でなければならないということを私どもは常に主張してまいりました。

次に、主務官庁制度でございますが、現在の制

度でございます。

○太田参考人 ただいま御紹介いただきました財團法人公益法人協会理事長の太田でございます。

わざ御出席を賜り、貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して、御礼といたします。ありがとうございました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の先生方には、本日は、御多忙の中わざとお見えいただき、ありがとうございました。ありがとうございます。

当協会は、昭和四十七年、一人の民間人が私財を出捐し設立しました財團法人でございまして、公益法人の健全なる育成発展に貢献し、もつて公共の福祉に寄与することを目的といたしております。

具体的には、非営利・公益組織に関する相談、出版、研修など支援事業、海外事情を含む調査研究事業、あるいは政策提言活動などの事業を行っております。

公益法人制度改革につきましても、当初から今日に至るまで節目節目でいろいろな提言をさせていただいております。これらに関する資料は、お配りいたしました茶色い私どもの封筒の中に一式入れておりますので、後ほどごらんいただければ大変幸甚に存じます。

次に、公益法人制度改革に関する私どもの從来からの主張をかいづまんでお話ししたいと思います。

まず、本改革の理念と目的でございますが、本

度でございます。

参考人は委員に対し質疑をすることはできな

いことになつておりますので、御承知おきをお願

いいたしたいと存じます。

それでは、まず太田参考人にお願いを申し上げ

度は、主務官庁が法人の設立を許可し、設立後も引き続き指導監督するという、他の私法人にはほとんど類例のないほど官僚支配色の強い制度であります。明治憲法による、まさにお上と下々の関係のもとにつくられた制度と言つてよいのではないかと思つております。

このような制度を役所が濫用した結果、官製談合、天下り、不当利得の蓄積、不要不急の補助金支出など数々の弊害が出てまいりましたことは、多くの皆様が御指摘になるところであります。

しかし、ここで一つ、ぜひ皆様方に誤解のないようにお願ひをしたいわけございますが、そのようにお願いをしたいわけございまして、一部の官製法人と一般の民間公益法人とは全く違うわけであります。二万六千の公益法人の多くは、民間の知恵、民間の資金、民間の活力でもつて日夜活動をしている法人でございまして、一部の利権発着的な目ですべての公益法人をごらんにただくということについては、私どもは大変残念に思つております。

また一方で、公益法人を市民がつくろうといった方針から、この分野では既に他の公益法人があるから重複するのでだめだと、定款の案にしまして枝葉末節について指摘を、しかも小出しにされまして、それも省庁あるいは局、課によりまして指導の中身が違うという、まことに善良なる市民といたしましては、疲れ果てまして、もう設立はあきらめてしまう、こういう事例は枚挙にいとまがございません。

このような主務官庁制度は、私は百害あって一利なしと考えておりますので、なるべく早く撤廃していただきたいというふうにずっと主張をしてまいりました。

続きまして、廃止いたしました場合には、その主務官庁にかわりまして、英國におきまするチャーチ・コミッショナリーのような、民間有識者から成る独立した中立的な公益認定機関をつくるようにも提言してまいりました。その認定基準は、明瞭かつ具体的に法令で規定し、市民が容易に理解

できる、市民の予見可能性の高い、そういう明確な基準にしていただきたいということを主張しております。

明治憲法による、まさにお上と下々の関係のもとにつくられた制度と言つてよいのではないかと思つております。

このような制度を役所が濫用した結果、官製談合、天下り、不当利得の蓄積、不要不急の補助金支出など数々の弊害が出てまいりましたことは、多くの皆様が御指摘になるところであります。

しかし、ここで一つ、ぜひ皆様方に誤解のないようにお願ひをしたいわけございますが、そのようにお願いをしたいわけございまして、一部の官製法人と一般の民間公益法人とは全く違うわけであります。二万六千の公益法人の多くは、民間の知恵、民間の資金、民間の活力でもつて日夜活動をしている法人でございまして、一部の利権発着的な目ですべての公益法人をごらんにただくということについては、私どもは大変残念に思つております。

また一方で、公益法人を市民がつくろうとした方針から、この分野では既に他の公益法人があるから重複するのでだめだと、定款の案にしまして枝葉末節について指摘を、しかも小出しにされまして、それも省庁あるいは局、課によりまして指導の中身が違うという、まことに善良なる市民といたしましては、疲れ果てまして、もう設立はあきらめてしまう、こういう事例は枚挙にいとまがございません。

このような主務官庁制度は、私は百害あって一利なしと考えておりますので、なるべく早く撤廃していただきたいというふうに思つております。

また、市民の信頼を裏切るような行為があつた場合には、認定取り消しなど、厳正な処置を機敏に対処できるシステムというものも必要だと思っております。

次に、税制であります。そもそも民間公益活動は、他人を愛するいわゆる利他主義と、何の代償も求めない奉仕の精神がその基本にあります。その活動は、福祉、環境保全、青少年教育、学術振興、人権擁護、国際協力、文化芸術など、およ

ります。

一方、新しくできる公益法人側にも、私どもはいろいろと新しい考え方を提案してきております。新しくできる公益法人制度は、基本的には、団体自治が尊重され、自己責任のもとで自立的な運営ができるような仕組みでなければならないといふことは申しますでもないと思います。

さはざりながら、一方で、寄附者、ボランティア、受益者、そして納税者でもある市民一般の方々から信頼される組織でなければなりません。すなわち、あのような立派な団体だから寄附をしよう、あるいはボランティアで協力をしよう、そして、あのような団体だったたら税制支援も当然だ、こういうふうに市民の方々が思つていただくような、透明性のある、立派なガバナンスのきいた運営というものが私は必要だというふうに思つております。

また、市民に対する受託者としての社会的な責任を全うできるような組織でなければ、やはり公益法人としての資格はないのではないかというふうに思います。

また、市民の信頼を裏切るような行為があつた場合には、認定取り消しなど、厳正な処置を機敏に對処できるシステムというものも必要だと思っております。

次に、税制であります。そもそも民間公益活動は、他人を愛するいわゆる利他主義と、何の代償も求めない奉仕の精神がその基本にあります。その活動は、福祉、環境保全、青少年教育、学術振興、人権擁護、国際協力、文化芸術など、およ

ります。

本法案、特に、公益法人にとりまして中核となる公益社団法人・財團法人の認定等に関する法律は、主務官庁による法人設立の許可制と設立後の指導監督といふいわゆる主務官庁制度を廃止する点では、現行制度に比べて大きな前進であるといふふうに評価をいたしております。ただ、新公益法人のガバナンス等運営のルールや認定機関と認定要件の設定については、市民の団体自治を極力尊重し、民間公益活动を活性化させようとする視点からなお問題点や不十分な点があり、詳細についてのさらなる解決策が必要ではないかというふうに考えております。

幸い、昨年の六月に、政府税制調査会の基礎問題小委員会は、寄附税制について立派な報告書を発表されております。

第三者機関が認定した公益性的ある非営利法人は原則非課税、これに対する寄附金は寄附金控除、損金算入の対象とする、相続財産寄附についても同様の方向で考える、有価証券など現物にかかるみなし譲渡所得も見直すという、どうかこの基本方針に沿つて今後なるべく早く詳細を御決定いただきたいと思います。

次に、公益認定等委員会であります。何とおなじく、新制度の柱になるものはこの委員会でございます。

この委員会の委員は、当然、公益活動に十分見識のある民間の有識者から起用されるものと理解いたしておりますが、事務局も大変重要な問題であります。この事務局が現主務官庁からの出向者で構成される寄り合い世帯では、何のことはない、主務官庁制が形を変えて温存されるという結果になりかねません。少なくとも、事務局の主要幹部は民間人を登用し認定委員会委員長を初め委員が名実ともに事務局の指揮命令権を持ち、民間の公益活動を発展させるという観点に立つて透視性の高い運営がされるような制度設計をお願いしたいと思います。

なお、中央だけではなく地方も、大変重要な委員会であります。同じように、地方についての御配慮もお願いをしたいと思います。

織要件や運営ルールが、新会社法の影響を受けましてか、余りにも過重で重装備と言える部分がございます。例えば、一般社団・財団法では、設立時の役員の選解任や設立時役員の責任、また諸機関の運営ルールなど、事細かに決めており、一般市民にとつては到底理解不可能と思われる部分がございます。

ございますが、総務省の公益法人白書によりますと、常勤役職員が三名以下の小規模法人が全体の半分でございます。こういうような小規模の法人にも負担の大きい煩瑣な手続を強いられることが多いことになりますと、肝心の公益活動ができなくなるということになりますので、その点の御配慮をぜひお願いしたいと思っております。

また、公益認定要件や財務的基準の中にも、一部、機械的に適用いたしますと大変問題のある規定がございます。例えば、公益目的事業比率、遊休財産額の算定、収入が適正な費用を上回ってはならないとする收支相等の原則等でござりますが、こういったことにつきましては、大部分、政省令に委任されております。政省令に委任されております箇所が何と二百カ所以上ございますが、

この政省令を今後内閣並びに各省庁におきましておつくりになります場合に、どうか、実際の実務を行つております公益法人界など民間非営利団体と意思疎通を十分にされまして立案に当たつてはただくよう、ぜひお願ひいたします。

以上の三点を本委員会が御配慮され、附帯決議により確認し、さらに一定期間後の見直しを図る措置をぜひとも御検討いただくようお願いいたしたいと思います。

私どもが非営利公益セクターに身を置く者といたしましては、百十年ぶりに現行制度が改正され、

新しい制度が発足するこの機会に改めて身と心を引き締め、この法律の目的にありますように、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業に専念する所存でございますので、どうか引き続ぎ今後の御支援、御指導を心よりお願い申し上げる次第でございます。

これで私の意見陳述を終わります。御清聴あり

かとうございました。(拍手)
○伊吹委員長 太田参考人、まことにありがとうございました。
次に、君島参考人にお願いいたします。
○君島参考人 自治労副委員長の君島一字でござります。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日は 私とも自治労の考え方を通じる機会を
いただきまして、ありがとうございます。

は、自治体の現場で起きている実態があるがままにお話し申し上げて、各委員の皆さん方の議論に供させていただきたいと思っております。

法、この二つの法案を中心に意見を述べさせていただきます。

ます、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律案についてであります。

公務員の定員関係基準の見直しは、過去三十年間の推移において行政ニーズに基づき増員されてきた教育、警察、消防、そして福祉関係の地方公務員について、いわば一方的、一律的に定員削減を

で、私の出身の長野県内自治体で一般行政職で過去二年間に自殺件数は十三件発生しておりますて、これは県内自治体職員の現職死亡の一八%を占める、こういう状況にござります。

貢いだし、いわゆる「一日市」の問題なども、強制するもので、地方分権に逆行するものである、こういう認識の上で、容認できるものではない、このように考えております。

町村合併特例法によります合併は御案内のように急速に進んでおりまして、本年、二〇〇六年四月一日現在の基礎自治体数は千八百二十一と、七年前の一九九九年四月一日の三千二百三十二か

ら、何と千四百十一自治体が姿を消したことになります。
地方公務員の数は、総務省の公表数字で見てみますと、一九九五年から二〇〇五年までの十一年間純減が続いておりまして、その総数は二十四万三百七十人と公表されております。特にこの三年間での純減数は、十万二千二百一人と突出しております。

ります。これを部門別に見てみると、警察がプラス四・五%，消防がプラス〇・九%であるのに 対して、教育、公営企業、一般行政は、それぞれマイナス三・五%，マイナス五・一%，マイナス四・七%と著しく減少しております、その合計は十一万五千四百一人となつてゐるわけであります。

この一辺がわれらの二二二回目の会合で、労働者を大量に生み出しておられますと、その数は自治体直接雇用だけで四十万にならんとし、公社、公団など自治体関連を含めますと、何と百万人を超える非正規労働者を生み出しているわけであります。

強化は深化をしておりまして、職員総数の純減が続いている中にあります。公務災害認定件数は減つておらず、毎年三万件を超えているわけであります。したがって、職員千人当たりの公務災害認定件数率はふえている、このようになるとと思ひます。中でも、痛ましい自殺が後を絶ちません。

で、私の出身の長野県内自治体で一般行政職で過去二年間に自殺件数は十三件発生しておりますて、これは県内自治体職員の現職死亡の一八%を占める、こういう状況にござります。

このような現場での状況からして、画一的に向こう五年間で四・六%の純減を求めるということは、地域住民に提供する安心、安全、信頼を保障する公共サービスが極めて不安定なものにならざるを得ないのではないか、そういう危険性が大きいにあるのではないか、このように考えるわけあります。

政府の進める小さな政府及び構造改革路線は、国民の間に御案内のような格差の拡大と固定化をもたらし、さらに、社会的セーフティーネットを一層劣化させるもので、国民全体の生活レベルを底上げするものではなく、この法案には私どもは賛成しかねる、このように申し上げておきたいと思います。

二つ目に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案についてであります。

本法案は、官から民への合い言葉だけが先行し、国民が享受する公共サービスの質と量はどうあるべきか、また、国と地方自治体の役割分担などの本質的な議論が欠如していると同時に見直しを通じて国、地方自治体の事務事業として実施する必要のないものは廃止をすることとしています。つまり、公共サービスからの撤退を促すものになつてきているわけであります。このことは国民生活の安心、安全、安定にどのように作用するのかを真剣に考えなければならないと思います。建物、乗り物、食品などの安全と信頼、そして子供、老人、障害者の日々の暮らし、そして何より基本である雇用の安定が、中央、地方の政府に今日求め

その上で、私は、いわゆるパブリック・イコール・ガバメントでなければならぬ、そうは考へておりません。政府が提案する公共サービスが、マーケットテスト方式で本当に良質かつ安定的な形であります。

ために必要な財政基盤の確保のために、必要な措置を講じるとされております。財務基盤の整備につきまして、民営化を行つてしまえば、当然商工中金の調達金利が上昇し、結果として、商工中金の財務体質の悪化、これは目に見えているわけでございます。調達金利の上昇は、言いかえれば、貸出金利の上昇に伴つて、借り手たる中小企業者が結果としてそのコストを背負うことになりかねないわけでございます。

また、資金調達ですが、こちらも大きな問題と思われます。現在の商工中金の資金調達構造を踏まえ、今後も安定した資金調達を行えるよう取り組んでいただきたいと考えております。

次に、新政策金融機関関係の統合について御意見を述べさせていただきます。

昨年末に、国民公庫や中小公庫など八つの政府系金融機関を民営化、廃止を含め一つに統合する行政改革重要方針が取りまとめられました。同方針では、中小零細企業、個人の資金調達が政策金融の主要な一つとして重要視されており、我々といたしましては一安心している状況でございまして、組織的具体的な設計に当たつては、中零細、個人専門の窓口の設置・または人材育成など、専門性の活用や強化に取り組むこととされています。

我々ユーザーの立場から申し上げれば、今まで長いつき合いがあり、我々の長所や短所を知り尽くしている担当者との人的な信頼関係の構築こそが最も重要なことであります。これがあつたからこそ、中小企業者が、幾度となく襲つてきたあらしを乗り越えることができたと考えております。

こうした点が継続されますよう、マル絆を初めとする中小零細企業、個人向け小口無担保無保証制度は今後も維持拡大していただきたいと考えております。

具体的なあり方は、今後詳細な制度設計の中で決定されることとされておりますが、この人の信頼関係が今後も継続されますよう、取り組んでい

ただきたいと考えております。また、中小企業向

け金融機能を新政策金融機関の中心として、その機能を質的にも量的にも十分なものとするよう、ぜひ御検討をお願いいたしたいと思います。

最後に、危機対応についてでございますが、貸し渋り、貸しはがしが横行していたとき、災害が発生していたときなど、商工中金など政府系金融機関が非常に大きな役割を担つてまいりました。先ほど申し上げましたように、貸し渋りや貸しはしが行われたときには、商工中金や中小公庫、国民公庫等の政府系金融機関が、我々中小企業に対して円滑かつ迅速に資金供給を行い、多くの中小企業を苦境から救つてきることは記憶に新しいところでございます。

今回、行政改革法案の中で、新政策金融機関や商工中金等の機関を活用するとの規定が明記されております。今後の詳細な制度設計の中で決定されることですが、特に、中小企業の短期的な資金繰りを支援するための商工中金の積極的な活用をぜひ考えていただきたいと考えております。政府系金融機関についても、中小企業のニーズに応じ、貸出枠を大幅に増加させるなど、いざというときには役に立つ、中小企業に手を差し伸べていたらしく、制度をぜひ整備していただきたいと考えております。

今回の政策金融改革におきまして、小泉内閣の行政改革の流れの中で、政府系金融機関の統廃合が必要なことは十分に理解をしております。行政改革推進法案でも、中小零細、個人への融資機能は今後も維持されることとなつております。今後、詳細な制度設計に向けて検討を行うということがございますので、我々ユーザー側の意見が、民営化後の商工中金、統合後の政策金融機関の運営に反映されるよう、ユーザー側の立場に立つた制度設計を行つていただきますよう切にお願い申します。

以上をもちまして、私からの意見、要望を終わらせさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○伊吹委員長 清家参考人、ありがとうございます

でした。

最後になりましたが、永山参考人にお願いいたしました。

○永山参考人 私は、学校を代表して意見を述べるわけではなくて、自分の研究の領域から、きょうの委員会にかかるております案件につきまして意見を申したいと思っております。このような機会を与えていただきたいことを感謝申し上げます。

私の意見は、主に、本委員会に付託されております五つの法案のうち、行政改革推進に関する法案及び競争導入による公共サービスの改革に関する法案の二本を中心に意見を申し上げたいと思ひます。

今回の二つのこの法案も含めまして、これらの関係領域というものの大きな問題の一つは、公共

あるいは行政サービス、これが大きな転換をするのではないかという気がいたします。もしこうした法事が今後実行に移されてしまりますと、行政

領域に、公行政と私企業あるいは私営事業者による私行政というような新しい構造が定着するといふふうに考えていかなければならぬ状況が生まれます。そのように行政サービスあるいは公行政のあり方が多様化するという状況に対してもどううな問題が発生するかということを、推測も含めて検討してみなければならぬと考えております。

その際、法案の趣旨は、いわゆる民営化、ある

いは企業による行政サービスの運営代行等々が中長期的な目次になつていることを考え、かつ、それが最も重要なことであります。これがあつたからこそ、中小企業者が、幾度となく襲つてきたあらしを乗り越えることができたと考えております。

こうした点が継続されますよう、マル絆を初めとする中小零細企業、個人向け小口無担保無保証制度は今後も維持拡大していただきたいと考えております。

具体的なあり方は、今後詳細な制度設計の中で決定されることとされておりますが、この人の信頼関係が今後も継続されますよう、取り組んでい

ただきたいと考えております。また、中小企業向

り、あるいは私企業によって担うという構造になりますと、そもそも、憲法や、それに従つて成立し、また実施されたこれまでの公行政や公務のあり方に新しい関係、すなわち、国家と企業の関係あるいは企業と国民の関係、国民と国家の関係がそれぞれ変化を生ずることになります。

それぞれの公務の種類によりまして変動の内容はさまざま予想されますが、国民にとって非常に危惧を感じますところは、一つの事例を申し上げますと、先般の十一月に発生いたしましたヒューザーあるいは木村建設、姉歯によります構造計算書偽造問題と言われる中身の中に、こうした関係の変化がもたらすさまざまな新しい問題領域というものの登場を予想しないわけにはいかないわけであります。

当然、公務あるいは公行政を執行する担当の公務員にとりましては、その職務や業務内容に関する専門的な知識、コンプライアンスはもちろんのことでありますけれども、その行政遂行に当たつての知識や経験、そういったものの自律的な遂行能力、すなわち一言で言えば専門性が求められるわけであります。こうした専門性が新たな構造の構造計算書偽造問題と言われる中身の中に、こうした関係の変化がもたらすさまざまな新しい問題領域といふふうに考えていかなければならぬ状況が生まれます。そのように行政サービスあるいは公行政のあり方が多様化するという状況に対してもどううな問題が発生するかということを、推測も含めて検討してみなければならぬと考えております。

その際、法案の趣旨は、いわゆる民営化、あるいは企業による行政サービスの運営代行等々が中長期的な目次になつていることを考え、かつ、それが最も重要なことであります。これがあつたからこそ、中小企業者が、幾度となく襲つてきたあらしを乗り越えることができたと考えております。

こうした点が継続されますよう、マル絆を初めとする中小零細企業、個人向け小口無担保無保証制度は今後も維持拡大していただきたいと考えております。

具体的なあり方は、今後詳細な制度設計の中で決定されることとされておりますが、この人の信頼関係が今後も継続されますよう、取り組んでい

ただきたいと考えております。また、中小企業向

り、あるいは私企業によって担うという構造になりますと、そもそも、憲法や、それに従つて成立し、また実施されたこれまでの公行政や公務のあり方に新しい関係、すなわち、国家と企業の関係あるいは企業と国民の関係、国民と国家の関係がそれぞれ変化を生ずることになります。

それぞれの公務の種類によりまして変動の内容はさまざま予想されますが、国民にとって非常に危惧を感じますところは、一つの事例を申し上げますと、先般の十一月に発生いたしましたヒューザーあるいは木村建設、姉歯によります構造計算書偽造問題と言われる中身の中に、こうした関係の変化がもたらすさまざまな新しい問題領域といふふうに考えていかなければならぬ状況が生まれます。そのように行政サービスあるいは公行政のあり方が多様化するという状況に対してもどううな問題が発生するかということを、推測も含めて検討してみなければならぬと考えております。

その際、法案の趣旨は、いわゆる民営化、あるいは企業による行政サービスの運営代行等々が中長期的な目次になつていることを考え、かつ、それが最も重要なことであります。これがあつたからこそ、中小企業者が、幾度となく襲つてきたあらしを乗り越えることができたと考えております。

こうした点が継続されますよう、マル絆を初めとする中小零細企業、個人向け小口無担保無保証制度は今後も維持拡大していただきたいと考えております。

具体的なあり方は、今後詳細な制度設計の中で決定されることとされておりますが、この人の信頼関係が今後も継続されますよう、取り組んでい

ただきたいと考えております。また、中小企業向

企業は、当然、言うまでもなく、利潤が企業活動の基本的なインセンティブになつてまいりますから、それに対応するところの事業の能率といふものが果たされない場合に、これらの領域はどのように処遇されていくのか、処理されていくのか、こういう問題が考えられるわけあります。加えて、しばしば国民の中には、本意によつてではなくて、所得あるいは貨幣の収入が十分でない、あるいは、そうした判断ができるない幼少の人間や高齢者というようなものが存在いたします。こうした人々が、独自に新しい形態の公行政あるいは公務のサービスのあり方に適切に対応するには、どのような条件が整えられていくとするのか。市場また行政サービスの圈外に置かれた者にとっては、貨幣的なものに加えまして、より精神的あるいは社会的なさまざまな多くの苦痛が生じないであろうか。

た、事業を実施したとなりましても、その貨幣的効果が十分に出ない場合には、さらに新しい事業者ないしは旧来の公務運営方式に回帰するのかどうか。こういう点をもつて見ますと、必ずしもそういう方向が選択的に明示されていないように思います。

そういう点で、もしこれらが放置されるというような事態になりますと、当然、公行政や公務が不十分なために生ずるさまざまなりスク、これの拡大を大きくしてしまわないであろうか。とりわけ、大きな事例となつておりますチッソ水俣のケースや、あるいは先般生じましたJR西日本脱線事故等にかかる民営化の結果などを見ますと、民間企業もしばしば大きな誤り、あるいは事業運営のための問題と/orものを見出せることには十分認識しておくべき課題ではないかと思いま

われてまいりました。つまり、公行政と私行政、拡大してきたわけであります。このような場合に、それらのサービスを有料または無料で受けける國民の側の、サービスの受け手のさまざまな意見や工夫や改善の要望というものを企業という組織が十分に受けとめられるのかどうか、こういう占め問題を感じないわけにはいかないわけあります。

とりわけ、こうした領域は、単に直接サービスを受ける人たちの意見が直接反映されにくい場合になります。例えば保育行政などになりますと、サービスを直接受けている子供は、そのサービスの提供者あるいはその管理を行っている行政に対して自分の意見を申し述べることができない場合、これらが考えられます。そうした自己表現に限界がある場合に、サービスという一種の市場化、マーケットの中で取引されている関係の中で、いわば主権者として、あるいは消費者として対応し切れないようなサービスに對して、民間企業が介在した場合にどのような回復あるいは苦情を申し述べるルートが設定できるのか、こういうことも事前に準備されなければならないように感じます。

過去に民営化されたりした事業の幾つかを挙げいたしますと、それらの改善あるいは問題が発生する仕組みについて、説明が十分でないばかりか、企業秘密というものを壁にしてそれらの内容が説明されないというケースもあるようになりますし、また、従事する十分な専門性や訓練を受けている労働者がこれに携わるというケースになりますと、そもそもたらす問題の解決をどのようにしていくのかというルートも、企業任せにゆだねてしまつていいかどうかということが不安として見通さなければならぬだらうと思います。

また、何よりも、もし収益が上がらない場合には、必要な公共サービス、公行政が消えてしまふのではないかということが考えられますし、とりわけ、行政サービスの改革法草案の中では行政の仕分けと

いうことが言われておりますが、この仕分けの物差しというものがどのようになるのか。民間ではできないかどうか、そのできるという内容の問題が必ずしも自明ではないというふうに思われます。

こうした幾つかの不安な問題につきまして、ぜひ御審議をいただくことを希望いたしますと同時に、特に今回の行政改革法案の中では、いわゆる解決の方針というか改善の方向がプログラム化されて、これから審議する、こういう法の趣旨になつているようでござりますけれども、それは果たして国会というものの機能が十分立法機能として果たせていくのかどうかということも気になります。もちろん、これは先生方がいらっしゃいますから、そういう心配は要らないということだと思いますが、杞憂であればもちろんよろしいわけですが、こうした問題を感じする次第です。

したがいまして、これらにつきましても、行政とあるいは国会との関係というものが、やはり三権分立の仕組みの中で有効に機能していくことを念じまして、私の意見とさせていただきます。

(拍手)

○伊吹委員長 ありがとうございます。

以上で四人の参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○伊吹委員長 これより参考人にに対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木淳司君。

○鈴木(淳)委員 自由民主党の鈴木淳司でござります。

参考人の皆様におかれましては、大変御多用の中、本委員会にお出かけをいただきまして、また

先ほど来、それぞれ御専門の見地から貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速質問に入ります。この行政改革推進関連法案並びに今我々が迎えている今日の課題といふものは何か、それについて自分なりの理解を冒頭少し述べさせていただきたく思います。

小泉政権が誕生して約五年になります。この間、三位一体の改革、年金制度改革、そして昨年の郵政民営化等さまざまな制度改革に取り組んでまいりました。御案内のように、昨年初めて我が国は人口が純減に転じました。加えて、世界でも最も高齢化の進行が速いわけですから、これもはや明白であります。人口の年齢構成が大きく変化をする、必然的に負担と給付の関係の見直しをせざるを得ない。また、今日の危機的状況にある我が国財政、これを一日も早く財政構造の改革を進め、それぞれ持続可能な社会保障制度並びに持続可能な財政構造に転換をしていかなければなりません。

そうした中で今回の一連の法案の審議がなされおりました。プログラム法で具体性に欠けるという批判も一部ありますけれども、それゆえに基本理念の確認が今重要であると思います。小泉改革の象徴として、官から民、中央から地方、民間にできることは民間にという言葉がよく挙げられます。今我々が取り組んでいるのは、官と民という対立概念ではなくて、官と民、さらにはその中間的な存在も含めて、官民挙げて、公、いわゆる公というものをいかに構築していくのか、そうした挑戦であろうかと、うふうに思うわけであります。公という領域を、官民挙げていかに、そしてまた国民挙げていかに構築をしていくのか、その観点から、以下質問をさせていただきたいと思います。

まず、太田参考人に伺います。

本日、大変詳細な資料もちょうだいしました

が、太田参考人は、これまで公益法人協会の理事長として、長年公益法人の健全な発展や円滑な運営のための指導並びに広報啓発活動について大変懸命にその目的遂行に向かって努力をされているものと承知しますが、残念ながら、KSD事件を始めとして、公益法人には幾多の不祥事があったのも事実であります。それでは、彼らは現行の公益法人制度のどこにその原因があったからとお考へあります。そこで、今回の制度改定の意義について、確認の意味で改めて太田参考人の御意見を賜りたいと思います。

○伊吹委員長 太田参考人、簡潔に、要点をお願いいたします。

○伊吹委員長 太田参考人、鈴木先生、どうもありがとうございます。

大変重要な問題を御指摘いただきまして、とつさのことございまして、私はどのようにお答えしていいのか、やや戸惑うわけでございますが、まず、最初の御質問かと思いますが、今回の公益法人制度改革の意義、理念、趣旨というのは一体どこにあるのかということをございます。

これは、私、鈴木先生がおっしゃることと全く同感でございまして、やはり、民が担う公共といふことのあるのかということでござります。

いろいろ複合的に原因いたしましてそういう問題が発生したんだろうと思いますが、今回の新しい改革ではそのあたりを根本的に解決していただきたい、このように考えます。

○鈴木(淳)委員 現行の公益法人は約二万六千あると言われておりますが、新制度への移管に伴つて、果たしてどの程度の法人が公益社団、公益財團法人への認定を求めるかお考えでございましょうか、公共というのは決して官の独占物ではありません。今我々が取り組んでいるのは、官と民という対立概念ではなくて、官と民、さらにはその中間的な存在も含めて、官民挙げて、公、いわゆる公というものをいかに構築していくのか、その観点から、以下質問をさせていただきたいと思います。

まず、太田参考人に伺います。

本日、大変詳細な資料もちょうだいしました

ターや、この三つがうまく回転し、協力し、あるとさには対立することも必要だと思いますが、それぞれ分担合いながらお互いにそれぞれ特徴がありますから、それを補っていくことが必要だと思います。

それから、KSD事件に見られるような不祥事がなぜ起ったのか、どこに一番問題があつたのかということをございますが、これは、何といふべきか、その辺の規定が旧民法では非常に少なかつた。もともとそういうコンプライアンスとかディスクロージャーとかガバナンスとかということについての概念が明治憲法下、明治時代にはなかつたということもございましょうから、非常に規定が薄い。したがいまして、規定が薄いということと、もう一つは、やはりそこに携わる方々の意識が薄い。したがいまして、規定が薄いということと、もう一つは、やはりそこには問題があるんだと思います。

私は、ただ一つだけここで鈴木先生初め皆様方に申し上げたいと思うんですが、従来どうであったかということは、今は問わないでいただきたいと思うんです。やはり一番問題なのは、従来いろいろ共益的なことをやっている、あるいは営利企業的なことをやっている、ガバナンスが非常に問題だという企業というかそういう団体であつても、今後、新しくできる公益認定要件、十八要件をいたしますから、何か不祥事が、事件があつて監督しているじゃないか、許可をしたじゃないかという問題が発生したんだろうと思いますが、今回の新しい改革ではそのあたりを根本的に解決していただきたい、このように考えます。

それから、官庁がみずから許可をし、指導監督をいたしますから、何か不祥事が、事件があつてもなかなか取り消さない。取り消しますと、指導監督しているじゃないか、許可をしたじゃないか

ところにあるのかということをございます。

これは、私、鈴木先生がおっしゃることと全く同感でございまして、やはり、民が担う公共といふことのあるのかということでござります。

○鈴木(淳)委員 現行の公益法人は約二万六千あると言われておりますが、新制度への移管に伴つて、果たしてどの程度の法人が公益社団、公益財團法人への認定を求めるかお考えでございましょうか。また、公益性の判断というのが、これまで所管官庁から有識者で組織される公益認定等委員会にゆだねられまして、その運用が今回の制度改革の成否を分ける、まさにその根幹であると思ひます。

○鈴木(淳)委員 それでは、太田参考人に税制について伺います。

公益法人の活動の活性化は、何といつても、寄附文化の醸成を促す税制、その他活動支援のための税制措置が不可欠と考えられます。今回の改正

ですが、二万六千の現存する公益法人のうち、新しい制度になつてどれくらい認定が受けられるのかという極めて難しい質問でございまして、私が二万六千の中身を全部承知しておりますところで正答に答えられるのでございましょうが、これは、何とも言えないということしかここでは言えないと私は思っています。

私は、ただ一つだけここで鈴木先生初め皆様方に申し上げたいと思うんですが、従来どうであつたかということは、今は問わないでいただきたいと思うんです。やはり一番問題なのは、従来いろいろ共益的なことをやっている、あるいは営利企業的なことをやっている、ガバナンスが非常に問題だという企業というかそういう団体であつても、今後、新しくできる公益認定要件、十八要件をいたしますが、それに照らして立派な公益法人に生まれ変わつていただければ、ぜひそれは合格させてあげたいと思うんですね。過去がおまえは落第生みたいだったからというんじゃ、いつまでたつても、勉強しても合格できないわけでございまますから、一生懸命勉強すれば合格できるようになります。

それから、委員会の、何といいましょうか、運営が制度の成否を握っているということは、また、委員会にしていただくことが私はぜひとも必要な委員会にしていただくことが私はぜひとも必要である、主務官庁からの出向の寄り合い世帯でメンバーハーは民間人から登用するという、民間色豊かな委員会にしていただくことが私はぜひとも必要である、主務官庁からの出向の寄り合い世帯では旧主務官庁制度の温存になるというふうに言わざるを得ません。

それから、先生の御表現の中で、官とそれからおっしゃいましたが、実はその中間的なものが、一つと、それからその中間的なもの、こういうふうに言つた世界である市場部門である第二セクターと、それから非営利の公益セクターだと思います。世の中についてお聞かせいただければありがたいです。

では、その部分の詳細設計は先送りの感があります。されども、果たして、今後どのような具体的な措置が必要と考えられますでしょうか。昨年の政府税調に盛り込まれた、公益性の認定を受けた法人を寄附金控除の対象にする方針についてどのように感想をお持ちか、望ましい税制のあり方にについてお答えをいただければあります。

○太田参考人 鈴木先生の三番目の御質問でございます税制でございます。

税制につきまして、今回、ワンセットでこの委員会で御審議していただけないというのは大変残念に思っております。しかしながら、法律の中にそういう支援する税制を今後考えるということも書いておりますので、ぜひ、その方向で実現を図っていただきたいと思っております。何といましても、公益法人にかかる法人税の原則非課税、これは最低、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

ざいましょうか。恐らく行革の必要性は否定をされないと思いますので、公務員の側からの行革努力についてお考えをお聞かせくださいませ。

○君島参考人 意見陳述の折にも、国民のあるいは市民、住民のニーズに基づいて、また時代の変化に対応した行政の改革は必要である、こういうことを申し上げました。

私は、公務の場においても労働組合と使用者との間で話し合いが行われ、そして合意した内容については基本的に尊重されるべきものである、こういうふうに考えます。ただその際、その合意した内容について、市民住民を代表する議会の承諾を得て、そして実行していくべきものである、このようにも考えております。

先生の御指摘の公務員の側から、働く側からどのような行政改革が必要なのかということについては、これは私どもも、まあ自治労という労働組合もそうでありますけれども、自治体改革をどのように進めていけばいいのかということなどについて、およそこの十年間、内部で大きな議論をしてまいりました。これは、福祉にしろ、医療にしろ、あるいは農政、土木、建設というそれぞれの事業部の職場において、日々の労働を通じて、ここはこのように改革した方がいいぞということは、労働組合といえども理事者側に提案していくことは、なかなか失敗の事例から学んで、それを改革を進める上で具体的に盛り込んでいかなければいけないという御指摘があつたと思いませんけれども、それを具体的な形で言うならばどんなことなかか、ぜひそれをお示しいただきたいと思います。

○鈴木淳委員

ありがとうございました。

○鈴木淳委員

ありがとうございました。</p

しょうか、存在というものについて御意見を伺いたい。

あわせて、そこが実は一階部分の税制の問題にも絡むわけでありまして、昨年六月のワーキングチームのお話もいただきましたけれども、そのあたりからまた、これから議論がありますが、税率の御意見もいただきたいと思います。

○太田参考人 どうも、樹屋先生から大変いろいろ難しい御質問をちようだいいたしまして、ありがとうございました。

今先生おつしやつていただきましたように、私もども公益法人協会は、先生には五年ほど前からいろいろなことで御厄介になつております。時にいろいろな論争もさせていただきまして、しかし、きょう、正式に新しい制度ができるということでここでお目にかかるというのは、私自身も大変感無量でございます。

幾つか質問がおありになつたかと思ひますが、一つ、中間法人でございますね。私どもが平成十四年に行いました市民社会と新しい公益法人制度というシンポジウムのときいろいろな議論が出来て確かに、中間法人は含むべきではないとう考へ方でございました。新しい法人法、新しい法人類型としては、非営利公益法人と非常利共益法人、この二つの法律を分けるべきであるということを申し上げておりまして、これは從来から申し上げておりましたが、今でも実は変わつております。

しかし、今回の法律のフレームワークがそれを全部一体化されたということで、ここでその土台を崩すことは大変難しいであろうという大局的判断から、今回の法案については、主務官庁制を廃止したというその一点で、私は、大評価を、大前進であるというふうに考へているわけであります。

ところで、一般社団、財団の社会的な意義とか理念は一体何なんだろうかという御質問もございました。実は、ここが非常に難しいんですね。

確かに、一般社団・一般財団法人法というのは非営利ではございますけれども、それじゃ一体何を目的とする法人なのかとということが全く明確ではないんですね。つまり、そういうことが特に規定されていません。

それから、目的とかあるいは事業について何ら制限がございません。もし私の法律解釈の間違いでございましたら御指摘いただきたいと思いますが、例えば、風俗営業をやつても構わない、あるいはパンチングのような遊技業をやつても構わない。つまり、何でもできるという、何でもありの法人が、一般社団・一般財団でございます。

そういたしますと、それじゃ株式会社と一体どちらが違うのか。株式会社であれば風俗営業も何ができるわけありますけれども、どこが違うのかといいますと、剩余金を毎回毎回の決算期において配当しないという、そこだけなんですね。しかし、残余財産は、解散すれば社員で分配ができるわけですね。仲間内で分配してしまうことができ

る。そういうふうに、何でもできるという、何でもあります。社員というのは、そのメンバーですね。仲間内で分配してしまうことができるわけですね。だから年末に向けて取り組んでいきたいという決意を申し上げておきたいと思います。

もう本当に時間がなくなりましたが、もうお一方、清家参考人にお伺いをしたいと思います。

きょうは、大分から、本当に御苦労さまでございます。先ほどのお話を伺いまして、よく理解をいたしました。今回の改革法案の中では、政策金融、本当に皆様方に大変御心配をかけておりますが、幸い、先ほど陳述の中で、改革の方向は理解をしておる、こうおつしやつていただきたい、な

お、その上でさまざまなお話をいただきました。

もうおつしやつたとおりであります。私も、やはり零細、中小企業に対する資金調達の機能は何としても残していくべき、こういう思いでおりまして、御指摘のありました、議論のありました財政基盤の確保についても、我々も頑張っていきたい、これから詳細設計があるものですから。

セーフティーネット対応でございます。

お話をありましたけれども、やはり商工中金、短期の調達機能という、手形割引を含めた短期の融資も行つてます。そうしたものが災害の発生などで迅速な対応ができたということがあるんです

テーマとして、私に与えられた時間、少し足らないテーマを差し上げたような気がいたしましたが、最後にもう一回御意見をいただきたいと思います。

○清家参考人 大変ありがたい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

組みをどうするかということを今からしつかり制度設計しなきやいかぬのですが、最後にもう一回御意見をいただきたいと思います。

○樹屋委員 ありがとうございます。

セーフティーネット対応でございますけれども、貸し済り、貸しはがし時は、商工中金が最後まで面倒を見ていただきました。本当にありがとうございました。完全民営化後の商工中金のセーフティーネット対応について、引き続き重要な役割を担つていただけるような体制づくりをしっかりと設計していただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○樹屋委員 ありがとうございます。

いずれにしても、「必要な措置を講ずる」と法律にされておりまして、これから我々も与党の一員として作業をしなきやいかぬのですから、きょうの意見をしっかりと参考にさせていただきたいと思います。

私は、あと二分持ち時間があるんですが、君島参考人に一点だけ伺いたいと思います。

私もかつて自治労の一員であります。十七八年八ヶ月、二十年に満たずくやめたわけであります。

私は、合併という大変なときを今迎えております。ここは、我々は、合併は決してゴールではない、むしろスタートであるというふうに思つております。

私は、基礎的の自治体として財政の安定というふうに思つてます。

三千二百の市町村が千八百になりました、ま

あ、千八百二十ぐらいあるでしようが。平成の大合併という大変なときを今迎えております。ここ

は、我々は、合併は決してゴールではない、むしろスタートであるというふうに思つております。

これは、地方行革の観点から、この合併につい

て、当然ながら、三千二百が千八百になるわけでありますから、四・六%という目標値が見えておりますけれども、私は、まさにこれから五年ぐらいい、地方行革の大きな山だと思っておりますが、今回統合される新政策金融機関、ここが機能してないような気もするわけで、そこら辺の仕

た経過は私はございませんので、詳細についてお答えすることはできませんけれども、今先生がおっしゃった補完性の原則を民主党さんが主張されるということについては、私は十分に理解できるというふうに考えております。

私どもも、今先生がおっしゃったように、基礎自治体で行えない仕事、それから都道府県で行えないもの、そういうものを最終的に国が行う、つまり国と地方自治体の役割の分担をきちっと議論すべきではないのか、こういうことをこの間も強く申し上げてきた経過がございますので、補完性の原則については理解できるという立場に立つております。

以上です。

○武正委員 同じく、永山参考人にお伺いをしたいのですが、永山参考人は、この補完性の原則についてのお考えはどのようなものか。特に、これは先ほど来、午前中も例が出ましたが、イギリスのさまざまな制度が今回の行革法案の実は底流にある。それは、独法がエージェンシーであり、あるいは、いわゆる市場化テストなどもそうしたイギリスで既に行われているということもあります。が、このバリュー・フォー・マネー、効率性にはやはりこれが欠かせないと思うんですが、なかなかカバリュー・フォー・マネーの考えが政府案から、効率性の言葉はあっても感じられないというところもあるわけですね。

補完性の原則、そしてバリュー・フォー・マネー、要は質ですね、公共サービスの質、それがお金に対してしっかりと価値があるのかどうか、こここの二点についてのお考えを伺えればと思います。

○永山参考人 さまざま議論があるところだと思いますが、國と地方の補完関係、あるいはコミニユニティーと地方政府との補完関係、あるいは企業と地方政府ないしは国との補完関係、あるいはNPO、NGO等との補完関係、さまざまな補完関係、すなわち、官がすべて獨占というわけにはいかないということと同時に、深くそれぞれが

た経過は私はございませんので、詳細についてお答えすることはできませんけれども、今先生がおっしゃった補完性の原則を民主党さんが主張されるということについては、私は十分に理解できることから、私は十分に理解できます。

私どもも、今先生がおっしゃったように、基礎自治体で行えない仕事、それから都道府県で行えないもの、そういうものを最終的に国が行う、つまり国と地方自治体の役割の分担をきちっと議論すべきではないのか、こういうことをこの間も強く申し上げてきた経過がございますので、補完性の原則については理解できるという立場に立つております。

関係し合っているのですから、これらの関係性をどうつくるかということの重要性が今日ますます高まっているということは間違いないと思います。

ただ、この法律でいいますと、仕分けあるいは線引きとこれまで議論してきたような、そういうものとの補完関係というものをどうつなぐか、この辺が今議論が必要な分野になつていて、ではないかというふうに思われます。例えば、救急車の搬送等に関してどこまでは民間が可能なのか、こういう議論も、詰めていけば分担関係がでるかもしれない。

ただ、先ほど、イギリスの事例が午前中議論さ

は不十分で、イギリスの補完性原理のコミュニケーションティーが協力をするというだけに終始するようなことになつては、せつかくの補完性も単なるサービスの価格を下げるというだけの結果に終わってしまうおそれもないとは言えない。そういう点も考慮して、やはりそうした制度設計がなされた上での補完性原理を活用するということが非常に重要な論議の点ではないかというふうに私は見ております。

それからもう一点、済みません、「一番目の御質問……〔武止委員〕パリュー・フォー・マネー」と呼ぶ)そういう関係の中で、予算に対するベネフィット、あるいは効果的な財政の運用や不足する予算ができるだけ利用者等々から負担していく、こういう関係も、以上のようなシステムつまり、サービスの質とそれに見合うだけのコストあるいは負担関係、そういうものが議論された上であるならば、これは極めて有効なシステムとなつていくだろうというふうに考えられますので、ぜひそのような組織のシステムの創出をしていくということについては、これらを十分議論していくただくことが有効な道ではないかというふうに考えております。

○武止委員 また、太田参考人にちょっとと一点お伺いしたいんですけど、先ほど、これから民間人が中心で新しい財団、団体の役員なり、あるいは公益性を判断する第三者委員会も民間人があと、こういったお話をあつたんですが、この民間人の定義が私と政府と違うもので、この間何度も議論をしているので、ぜひ参考人の御意見を伺いたいんですね。

公益法人の長の出身が退職公務員かどうかといふことで、政府の退職公務員の定義に、国立大学に入られた大学教授、あるいは、国立大学に入られて、その後文部省に移られてさまざま研究所に行かれたような所長さん、こういった方々を文部省の出身というふうに仕分けを政府はされないものですから、私の仕分けとどうも食い違つてしまんですね。

いや、研究職だから、この方々は、国家公務員出身として、文科省とのつながりがある云々、この対象からは外れるんだ、こういうふうに政府は言われるんですが、先ほどの国民の素朴な疑問からすると、文科省と国立大学の先生、非常に密接なつながりがあるわけですので、私は、民間ということからすると、やはり民間ではないといふに思わずざるを得ないんです。

これから特に、公益性を判断する第三者委員会などに大変重要な決定あるいは大きな権限が与えられますので、私は、ここでのメンバーというものは大変大事になってくる、そのときに、太田参考人が言われた、何が民間で何が民間でないかとい

〔委員長退席、山本（有）委員長代理着席〕
○太田参考人 これもまたなかなか難しい御質問でございまして、この種の質問は、私、例えばお役所の定義が、役所をやめてから十年たてばこれは役人じやない、これはもう民間になるんだ、こういう定義があるようにも聞いておりますが、そういう定義については、私はまことに噴飯物だと思つております。やはり何年たとうが民間ではないという定義で、そのような委員会をつくる場合には考えていただきたいというふうに思つております。

それから、今の国立大学の研究者、教授なんかが、これは一体お役人なのかどうかなどいうことは、例えば名古屋大学の教授をやつておられた野依さんがノーベル賞をもらわれてどこかの財團の理事長になつたときに、これを天下りとちよつと私は考へないです。むしろ、科学技術

の研究を目的とする、あるいは科学技術の助成をする財團があつて、その理事長に例えれば野依さんはような方をお迎えしたときに、これを天下りするとかあるいは民間人でないとかといふうに一刀両断にしてしまうのはどうかなと。

したがいまして、研究職の場合は人によるといふことじやないでしようか。しかし、行政職といふましようか実際に行政に携わつておられた方には、これは全く排除するという考え方なんじやな

いかなどというふうに、私はとっさに今考えました。
○武正委員 時間が参りました。清家参考人には
ちょっと伺えませんでしたが、お許しをいただき
たいと思います。以上で終わらせていただきま
す。

○山本(有)委員長代理 これにて武正君の質疑は
終了いたしました。

次に、渡辺周君。

き納きまして質問をさせてしまたきります
まず初めに、清家参考人にお尋ねをしたいと申
います。

清家参考人は、これまでも、衆議院あるいは委員会の経済産業委員会でも一度ほど参考人としてお見えになつております。私も昨年、経済産業委員会におりましたときに、私は質問には立ちませんが、それでしたけれども、委員会で拝聴をさせていただ

きまし
た

その中で、過去の御発言等をいろいろ読ませていただきました。特にまちづくりのこと等につきましては大変な御見識で、これまでも御発言されおりましたが、本日は、今回の行政改革に伴ういわゆる政府系金融の統合の中でぜひ御意見を伺いたいと思いますのが、これは、あるインタビューや答えた中でございます。例えば、一応政府機関は支援機能を継続する形で明記しているから安心だが、発足してみないとわからない、十分なサービスができるよう、今ある出先はそのまま

ま残してもらわないとどうふうにございまし
た。

たする補助金の制度が随分変わってくるたゞうれしい
いうようなことを述べていらっしゃるわけでありま
す。

その中で特に気になりますのが、御発言をさわぎました、零細企業においては無担保無保証以外に

借りる要素がないという現状。まさにこれは我々もずっと取り組んでまいりました。今は景気

が回復しておりますけれども、この先どういうふうになつていくかわからぬ。あのバブル経済の

ときも、設備投資をしろ、金をどんどん借りてく

れど、銀行さんの方からとにかく言ってきたくらいだ。どれぐらい貸し付けたかということが當

マンのバロメーターになつたなんという時代から、その後はもう手のひらを返したような、景気

の悪化に伴つて、バブルのいわゆる後始末による二回目の割り戻しで、二回目

で本当に引き倒されるようなことが次々に起きちゃうわけでござります。

この無担保無保証というところは、いまだに、四方の中小零細企業に行きますとなかなか改善は

れないのでありますて、その中で、これも参考の御参考書の一冊、国語三舌金鏡は、商二十二

人の御発言ですか 国民生活金融公庫は 商工指導員の日書きによつて、ある程度先の見通しが

あれば無担保無保証で貸してくれる、この制度だけは外してはいけない。商工会の指導員が目さ

することによって、無担保無保証であるけれども、いつある金融機関に靠つて現点で将来性など

もいわゆる金融機関と通つた視点で考え方があり、事業の発展性なりを考えて、それを何とかしてく

よ
ることができた、この制度だけは外してはいけないといふことになりますが、この点について二

度、これから大きな改革、変革が起きる中で、直な御意見、お考えがございましたら聞かせて

○清家参考人 大変ありがたい御意見でござい
すけれども、今言われたように、中零細企業に

きましては、資産もなければ何にもないわけですね。保証もな
いわけです。それが、今政府が進

ております。それでは、新規創業支援とかそういう形のものについて、一生懸命、今零細企業の立ち上げをやります。

事業を起す場合 無担保無保証しながらも、だらうにもならぬわけで、金は一般的の市中金融では全く借りられないという状況なんです。それをどういうふうなカバーをするのかというのが商工会の役目でありまして、経営指導員が経営の内容、先行きを十分吟味して、見て、これだけ大丈夫というところに無担保無保証で金融をしていただぐという形で、随分の零細企業が今立ち上がりつておるというのが現況でございます。

ぜひこの問題については継続してやっていくたくような法案にしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○渡辺(周)委員 清家参考人、ありがとうございました。

続きまして、太田参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほどから同僚委員からも質問が出ておりますけれども、公益法人のこれまでの国家公益独占主義から、ある意味では民間の手によって公益性が判断されるようになってくる。ただ、そうした中で、この公益という言葉のなかなか難しい部分をどのように判断するかという問題がこれまでも議論をされてまいりました。

ちょっとと考えてみると、これは、構想日本の加藤秀樹さんと参考人が笹川財團の機関誌とかで対談されたところの資料でありますけれども、公益信託のお仕事をしていらっしゃったときに、九十歳ぐらいのお金持ちのお客さんが来られて、子供がないから信託にしたいと。それで、でん粉の研究をすることに役立ててほしいと言われたけれども、当時の農水省は、これについて申請に行つたけれども、回答が来なかつたというようなことがござります。

この方にとつてみて大変これは公益的な、地球規模によつては公益ではあるんだけども、日本の国の国益からすると公益ではない。その後の加藤さんがおもしろいことを言つているのは、京都議定書も、アメリカの現政府にとつては国益に反するものでしようねと。つまり、地球レベルで見

時一五時でいられるというような、何となくそういうふうな、一部はそうなのかもしませんが、それがすべてであるように言われて今日のようになくなっているわけあります。

そこで、ぜひお尋ねしたいんですが、これは自治労というよりも、公務員の組合でもありますから、やはり地方の自治体を構成している方々でもある立場から、例えば先ほども指摘がありました

大阪の市役所の問題にしましても、あるいは東京の区役所でもスーツや靴が支給されていたとか、いろいろな問題があります。

これは、確かに今までの組合活動の中でもち得てきたいろいろな手当なんだ、権利だというふうな主張もあるでしょうけれども、ただ、やはり実態に即してこれは変えていかないといふ点において、組合側から、いろいろな今の中で改善すべき問題ということにこれから能動的にどう取り組んでいかれるのか。

それから、この委員会でもずっと取り上げてきました随意契約をめぐる問題。例えば、内部から見て、どうしてこの入札はこういう制度になつているのか、なぜこんなことも随意契約なのかといふような点も、これは怒らしく働いている方々は中で見聞きしてきたとは思いますけれども、そういう点の改善も含めまして、今後自治労の皆さんと話をして、最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○君島参考人 私は、今先生がお示しされた本はまだ読んでございませんけれども、意見陳述のときにも少し、今自治体の職場で何が起きているかということを申し上げさせていただきましたが、しかし、それは部分的であれ一部のことであれば、世の中から指摘をされるようなことは厳に慎むべきである。

その上で、言われるところのコンプライアンスといふものは十分認識をして、そして、労使の間で合意したことにについて、これは市民が納得する範疇なのかどうかということを含め、内部で検討しながら、情報開示をして、そして説明責任を果

たすということが私はこれから大事なことになつてくるのではないかというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○永山参考人 質問できませんで残念です。済みません。

○山本(有)委員長代理 これにて渡辺君の質疑は終了いたしました。

次に、塙川鉄也君。

○塙川委員 日本共産党の塙川鉄也でございます。貴重な御意見、本当にありがとうございます。

最初に、永山参考人に何問かお伺いをしたいと思つております。

今、この国会におきましても格差拡大の問題が随分議論になりまして、特に雇用の分野での非正規雇用の拡大というのがその大きな要因、背景としてあるのではないか、この点が随分議論をされました隨意契約をめぐる問題。例えは、内部から見て、どうしてこの入札はこういう制度になつているのか、なぜこんなことも随意契約なのかといふ点の改善も含めまして、今後自治労の皆さんと話をして、最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

その点で、今回の市場化テストの法案というのが、労働分野の規制緩和を公務労働に本格的に導入していく、そういう転機になるものではないか。現状、既に、公務の現場ではパートや臨時職員なども現にあります、あるいは、実際の人件費が物費費名目で使われるようなものもありますけれども、それを追認、拡大するような方向で働くのではない、そういう懸念を覚えるわけですが、それでも、労働分野の規制緩和が公務労働に本格的に踏み込まれるような事態、この法案で懸念するという点について参考人の御意見を伺いたいと思います。

○永山参考人 この法案が議論される以前から、自治体あるいは公務労働には、さまざまな不安定雇用あるいは非正規雇用、それから雇用という予算項目ではない雇用、そういうものが存在しています。

○永山参考人 私が見たり聞いたものとし

いうところの現場のお話も伺う機会もございました。

この法律ができて、市場化テスト法で、特に運営されていくようになりますと、当然これは、コストの削減と同時に利益の拡大を図ろうとするば、さまざまな雇用形態や、特にサービスという

ことになりますと賃金の占めるウエートが非常に大きくなりますから、そういう意味では、できるだけ安い賃金労働者、あるいは、そういう低い条件でも働きたい人を活用するというインセンティブが強くなつていくことは間違いないだろうと思ひます。

一番問題は、そうしたところで働く人々の問題とあわせまして、これらのサービスを受ける側の問題も同時に大きくなつっていくようを感じております。さまざまな福祉や医療、教育の現場、そういうところに行われているこうした非正規雇用の拡大といふものは、労働者の労働条件や賃金の低さという問題に加えまして、サービスの内容の劣化と申しましようか粗悪化、こういう問題が発生しやすくなる条件を強めるだろうというふうに思ひます。

○塙川委員 ありがとうございます。労働条件の悪化が、同時に国民、住民へのサービスの低下にもつながるという点だと思います。

その点に関連しまして、先ほど永山参考人の陳述の中でも触れておられました、民間に公共サービスをゆだねることが、いわば企業秘密を理由に具体的な情報開示が行われないという問題が出てくるのではないかという御指摘がありました。

民間開放、公務などの民営化、市場化の流れくるのではないかという御指摘がありました。が、公務、公共性が強い分野において、実際に企業秘密をここに、ふさわしい情報が提供されないというお話をだたと思うんですが、保育の話などで関連してでしょうか、具体的な事例として御承認の点ございましたら御紹介いただければと思つております。

ましては、三鷹市における保育の民営化に伴う現場の父母からのさまざまな意見に対する回答にそろたします。そのほか、今正確にここだとうしたケースがあつたということを読んだり聞いております。そのほか、今正確にここだとうしたケースがあつたということを読んだり聞いています。

この法律ができると、市場化テスト法で、特に運営されていくようになりますと、当然これは、コストの削減と同時に利益の拡大を図ろうとするば、さまざまな雇用形態や、特にサービスという

なあ、今回の建築関係の問題につきましても、内容を含んでいるものと理解しておりますので、これは別の委員会かもしませんけれども、このテーマともまた深くかかわっているものがあるというふうに思つております。

○塙川委員 ありがとうございます。

次に、君島参考人にお伺いいたします。

私も当委員会で取り上げたんですけど、地方公務員の削減に当たりまして、国が定めた配置基準を見直すということがございます。実際、三百万人の地方公務員のうちの二百万人が、何らか国が定めた配置基準が設けられた分野にあります。その基準の見直しというのは当然削減の方向で働くわけではないから、実際にこの配置基準が住民の皆さんの中でも触れておられました、民間に公共サービスの関係からいつても、この配置基準の見直しというのが公共サービスの大きな後退につながるのではないか、この懸念を覚えるわけですが、現場の実態を踏まえて、お感じの点、お示しいただければと思つております。

○君島参考人 国の配置基準の詳細はここには資料を持ち合わせておりませんけれども、現場の実態として、例えはケースワーカーであるとかあるいは児童福祉に携わる方々であるとか、そういう職場において国の配置基準を十分に満たし切れていないということは言えると思つております。これはごく一部かもしれませんのが、そういう国の配置基準でさえ十分に満たされていない現状で一律的に削減をするということになると、これはサービスの向上には決してつながらないのではない

か。

さらに、基礎自治体の体力といいますか、そういうものによつても、配置したいけれどもなかなか人材が集まらないんだ、特に過疎地などにおいてはそういう悩みを持つておられる自治体もないわけではありませんけれども、そういうところにも十分な手だてができるような国としての対応が求められるのではないか、私はこういうふうに思つております。

○塩川委員 市場化テスト法案に関連してですけれども、既に地方自治体におきましては、さまざまアットソーシングの手法というのが先行して実行に移され、活用されてまいりました。PFIの問題ですとか、あるいは指定管理者制度の問題があります。特にこの間、指定管理者制度において、民間にゆだねられる公共サービスというのが、実態としてふさわしいサービスが提供されないという問題が地方において現に起つてゐるということもよく耳にするものであります。

その点で、君島参考人がお話を聞きまして、あるいは実感をされていける問題で、現行、行なわれている指定管理者制度を活用して住民のサービスの後退に結果としてつながつてしまつたような事例というものがございましたら御紹介いただけないでしょうか。

○君島参考人 委員御指摘のように、指定管理者制度が導入されて、はや二年半ぐらいたちます。ことしの九月一日までの時限立法というふうに承知をしておりますが、この間、総務省は、指定管理者制度がどのくらい進行しているかという数字を一昨年の十二月に一度公表しておりますけれども、その後は、私ども、承知をしておりません。

ただ、民間の調査機関などが調査している情報などを見ますと、公の施設の指定管理者制度は、おおよそ五千カ所以上はもう既に指定管理者制度に移行しているというふうに見ております。ただ、そのうち、従来からの管理運営を任されていいる三セクといいますか、公社、公団などが相当数そのまま指定管理者になつていてるというふうに

思つておりますが、このサイクルが三年ないし五年でありますので、これがワンサイクル終わつた

次の指定管理者をどこにするかというのが私は大きな問題になつてくるのかなという認識を持つております。

お尋ねの、指定管理者に出したことによつてサービスが低下しているという事例は、細切れには幾つか持つておりますけれども、国会の中で明らかにするのがいいかどうかちゅうちょするわけです。一件だけ申し上げれば、奈良県における公の施設、これは宿泊施設でありますけれども、民間企業が、指定されてわずか十ヶ月で撤退をする、こういう事例も発生しておりますので、類似の案件というのはあちこちで散見されるような気がいたします。

以上であります。

○塩川委員 ありがとうございます。

それでは、清家参考人お伺いいたします。

政策金融の場合、中小企業のかかわる政府系金融機関、商工中金、中小公庫、国民公庫がありますけれども、同じ中小企業向けというふうにいかない、やはりそれぞれクラスといいますか、機能役割を持つておられると思います。

今回の場合は、国民公庫と中小公庫等が統合されるわけであります。私も現場で商工会や商工会議所の方のお話を伺う中で、一緒になる、その機能

は維持されると言うんだけれども、収益性ということを考えると、どちらかというと中小公庫寄りの、中堅、中小の方に顔が向くんじゃないのか。現場で、今までには国民公庫の方がいらっしゃつていろいろ窓口の対応もされている、経営指導員の方と一緒に経営の実態を見て支援してくれるというのがあつたのが、人員の面でもそういうところが減らされるんじやないかという強い懸念を覚えているということを何度もお聞きいたしました。

そういう点で、国民公庫がそもそもどういう役割を果たしているのか、どういう機能を果たしているのか、中小公庫や商工中金とも違う独自の役割は何なのかということをはつきり示すことも大

事だと思っております。清家参考人がお感じになつておられる国民公庫独自の機能、役割とい

のはどういうものなのか、その点を御紹介いただけないでしょうか。

○清家参考人 今先生からお話をありました国民

生活金融公庫の件でございますけれども、言われたとおりでございまして、零細企業のための国民生活金融公庫であります。無担保無保証という制度がありまして、担保もなければ保証人もないのに、先見性を見て融資をするという形に基本的になっております。

それがために、商工会、商工会議所の指導員が、目次まで一生懸命事業の内容を見ながら、そ

の制度を継続して、貸していただきたいということでやつてきておるわけでございますので、今まで統合した場合に、そういう分野についてもセーフティーネットできちつとした形をとつていただきたいたいというふうに今お願いをしておるのが現状でございます。よろしくお願ひします。

○塩川委員 それと、国民公庫の場合、教育の貸し付けの制度があります。大変ニーズが高い。一方で、いろいろな意見としては民間でできるじゃないかという話もあるんですけれども、実際に

公庫における教育貸し付けについての需要というのは大変強い。それを維持してほしいというのも現場の皆さんのお声ですが、その点についてははどうのようにお考えでしょうか。

○清家参考人 今件でござりますけれども、今

言われたように、民間金融機関におきましては、担保とかいろいろな資産価値を見ながら融資する

という形でござりますから、教育ローンにつきましてもなかなか難しい貸し付けになるというような形で、なかなか借りられない。その点は、国民

生活金融公庫であれば、実態をよく把握した上で

教育ローンとして貸し付けをしていただけるといふふうに考えております。

○塩川委員 時間が参りました。太田参考人、失礼いたしました。

ありがとうございました。

○山本(有)委員長代理 これにて塩川君の質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 参考の方々から貴重な意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。

した。社民党の菅野哲雄でございます。

まず最初に、冒頭、太田参考人にお聞きしたい

と思います。

公益法人改革に当たっては、本当に公益認定等委員会の独立的運営が大切、そのためにも透明性、公平性の確保が大事だとおっしゃつております。

したが、そのためには、事務局の主要幹部を民間人から登用することで確保されるとおっしゃつております。私もそのとおりだというふうに思う

んですが、実は食品安全委員会においては、独立性の確保というものにおいてはいささか疑問を挟んでおります。

先ほど食品安全委員会の例を出して、専門部会

みたまのものが必要だと、それから、このこと

は乗り越えなければならない試練だと今までおつしやつておりました。理事長は関係者の一人とし

て声を大にして対処していただきたいということ

を申し添えたいと思うのですが、決意のほども含めて再度答弁願いたいと思います。

○太田参考人 菅野先生、ありがとうございます。

もともと私どもといたしましては、今回の公益認定等委員会を、いわゆる国家行政組織法の八条委員会ではなく三条委員会として、より独立的な一つの行政機関というふうにした方がいいのじやないか、全く独立的な感じでというふうにも考えた時期はございました。一方で、このような審議会にして、それで、委員はもちろんでございますが、その幹部等の事務職員についてもオール民間人という形で民間色豊かに運営した方がかえつて

いいのではないかなどというふうにも思つてゐる次第でございます。

食品安全委員会が独立性の維持にいろいろ難航しておられるといふことも伺ひいたしておりますけれども、その轍を踏まないよう、幸いまだ詳細設計はこれからでございますから、基本的なことだけは法律に書いておりますけれども、多くの部分、政省令にゆだねられておりましたので、今後の詳細設計において、そのような形にならない委員会構成、事務局構成をぜひお願ひしたいと思つております。

私も公益法人協会の理事長としての決意をとつたところでございますが、私、最初の意見表明でも述べましたように、この百十年ぶりの公益法人制度改革といふものは、日本の市民社会にとりまして大きな出来事だと私は思つております。日本の民間公益活動というものがますます大きくなることが今後の社会にとって大変必要でございますが、そういうような役割を担つてゐるんだということをおきたいというふうに思ひます。

○菅野委員 ゼひこれから取り組みに期待しておきたいと思います。

次に、君島参考人にお聞きいたします。建築確認申請の問題でございます。

建築確認申請の審査事務が民間審査機関でも行えるような仕組みになつて、私は耐震構造設計偽装事件が起つたというふうに考えております。主事の実態はどのようになつてゐるのか、知つておれば説明願いたいというふうに思ひます。

また、住に対する安心、安全の立場からも、実態に基づいて、私は充実させるべきは充実させるべきと考えるものであります。参考人の意見をお聞かせ願いたいと思います。

集まりがございまして、これは大都市共闘というふうに言つておりますけれども、この中に建設部会というのがございまして、またその建設部会の中に建築専門委員会という専門家だけの集まり、グループがあります。その中でこの耐震偽造の問題について議論されておりまして、その中を少し御紹介申し上げますと、例えば、大阪市、名古屋市、札幌市は、いずれも構造担当は四人体制、極めて少数であります。あの事件があつたことによつて、減らす予定だつたけれども現状維持に変えたとか、そういう報告もされておりますし、構造のプロを育てるにはどんなに短くとも二年かかるとか、あるいは、民間から報告書が上がつてゐるが、減員されていて十分なチェックが不可能である、現実は手続処理だけに追われているとか、悲鳴を上げるような実態が聞こえてくるような気がいたします。

したがつて、確認をする建築主事の配置は、私は、お金はかかっても、住民の安全ということを考慮さればきちっと行うべき人事配置ではないか、このように思つております。

○菅野委員 次の質問に移るんですが、行政改革推進法の総人件費改革では、十年後に国家公務員の入件費を対GDP比で半減させる。国家公務員数を五年で5%純減させる、そして地方公務員も五年で4・6%削減させるよう要請するなどの数値目標を設定しております。これらの数字にどのような根拠があるのか、審議の中で私もただしてきましたが、必ずしも明確な根拠や理由があるとは思えません。ましてや、公務員数や入件費の削減が自ら目的化されていいる嫌いがあるように思えてなりません。

本来であれば、どのようなサービスが必要か、どのサービスのあり方の検討が先にあつて、その上共サービスのあり方の検討が先にあつて、その上で定員数の見直しなどがなされるべきだと考えるのですが、参考人の御意見をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○君島参考人 私ども自治労組織の中に政令市の会というのがございまして、またその建設部会の中に建築専門委員会という専門家だけの集まり、グループがあります。その中でこの耐震偽造の問題について議論されておりまして、その中を少し御紹介申し上げますと、例えば、大阪市、名古屋市、札幌市は、いずれも構造担当は四人体制、極めて少数であります。あの事件があつたことによつて、減らす予定だつたけれども現状維持に変えたとか、そういう報告もされておりますし、構造のプロを育てるにはどんなに短くとも二年かかるとか、あるいは、民間から報告書が上がつてゐるが、減員されていて十分なチェックが不可能である、現実は手続処理だけに追われているとか、悲鳴を上げるような実態が聞こえてくるような気がいたします。

したがつて、確認をする建築主事の配置は、私は、お金はかかっても、住民の安全ということを考慮さればきちっと行うべき人事配置ではないか、このように思つております。

○菅野委員 次の質問に移るんですが、行政改革推進法の総人件費改革では、十年後に国家公務員の入件費を対GDP比で半減させる。国家公務員数を五年で5%純減させる、そして地方公務員も五年で4・6%削減させるよう要請するなどの数値目標を設定しております。これらの数字にどのような根拠があるのか、審議の中で私もただしてきましたが、必ずしも明確な根拠や理由があるとは思えません。ましてや、公務員数や入件費の削減が自ら目的化されていいる嫌いがあるように思えてなりません。

本来であれば、どのようなサービスが必要か、どのサービスのあり方の検討が先にあつて、その上共サービスのあり方の検討が先にあつて、その上で定員数の見直しなどがなされるべきだと考えるのですが、参考人の御意見をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○君島参考人 委員おつしやるとおり、本法案は、地方においては、四・六%の純減という数値目標が先にありき、こういう受けとめ方をしておられますので、私は、地方がやること、国がやることとどりうことを、公共サービスをどこが分担してやるのかということをきちっと議論した上で、その上で数値の議論をすべきだ、このように考えております。

○菅野委員 もう一点、総人件費改革といって、既に八分野の事業が国においては特定されています。農業や国有林野事業など、環境保護や治山治水という公益性を維持する観点から、他国では公務員が業務を担つてゐる分野での人員削減や独立行政法人化、あるいはIL0八十八号条約で國家公務員が担うべきとされている無料職業紹介事業の包括的な民間委託まで含まれております。また、刑務所などの行刑施設関係の業務を民間委託する。これらは、公権力の行使の関係から多くの意見があると承知しております。

君島参考人は、どのような分野、どのような事業は民間にゆだねるべきなのか、また、民間にゆだねるか官の側が行うべきかを判断する基準をどう考へておられるのか、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○君島参考人 IL0の八十八号条約は我が国日本は批准をしておりますので、無料職業紹介所を民間にすべて出すということは、私は現行法体制の中では考えられない、このように思つております。

また、公共サービスの区分けの問題でありますけれども、私どもは、例えば教育であるとか医療であるとか福祉であるとか、こういう日々の生活に直結するものはやはり地方自治体できちっと責任を持つ。また、警察であるとか消防であるとか、そういう社会的安定が求められる、あるいは災害に対する対応が求められるものについても、私は自治体の中できちつと責任を持つべきではなかつてなりません。

島参考人、お二人にお聞きしたいと思います。この導入される市場化テストでは、どうしてもコスト削減競争、人件費削減競争になるのではないかという懸念が私はつきまとつてゐるというふうに思ひます。先ほどの意見陳述でもそのことが指摘されました。

このときに、民間事業者が市場拡大を目的に、極端に安い入札価格を提示する、あるいは落札した事業を下請、孫請のような形で再委託していくことを防止するために、公共サービス改革法案では入札に参加する民間事業者の資格などを厳格に定めるべきと考へておりますが、法案は、逆に、民間事業者の入札参加資格を必要かつ最小限のもとのしなければならない」としております。このようなことで、入札に付される公共サービスの質が維持されるなお考へなのか、両参考人の意見をお聞きいたします。

○永山参考人 今後起こり得るこうした事態に対する認識は議員と同じ立場であります。それとも、それをいかに防止するかという際には、今回法律の用語で言いますと、サービスの質といふものを個々の業務についてどのようにしつかり規定するか。つまり、一種の、商品の品質をきちんと担保しておくる。そして、そういうものを実施する上で必要なさまざまな職務遂行要件、また、それを担うべき人々の社会的な賃金あるいは社会保障費等々の水準、そういうものを一応きちんと算定して、そして、かかるべく、どこにどのような変化させていくのかという業務の主体を考えいく必要があると思います。その際、重要なことは、入札の条件の設定、つまり、設計図をきちんとつくり、その実現が可能かどうかの検証ができるようなシステムを導入しなければ、下請、再下請、孫請というような事態が当たり前の社会になつておりますが、これは非常に労働条件の設定においては異様なこと考へる必要があるわけ

とは、結局サービスそのものの劣化を招き、あるいは、それで困る場合はより高いコストを払う別の機関に求めなきやならない、そういう格差を生み出す要因になりかねないということを危惧するわけであります。

○君島参考人 委員御指摘のように、入札参加資格を緩やかにするということはおっしゃられたような事態が想定されるということは、私も認識は同様でございます。その上で、先ほど指定管理者制度の問題を、御質問がございましてお答えしましたように、余りにも安価な価格で指定管理者に指定されたために撤退せざるを得ない、こういう事例が発生していることは申し上げましたけれども、この市場化テスト法についても私は同様のことを言えるのではないかというふうに考えております。

私は、民間企業が業務を落札した場合に、それに従事している公務員が民間に、両者が合意して移った場合も、移った公務員の意に反して、落札企業がその落札業務をもうやめるとか、あるいは下請に出すとか、あるいは倒産するとか、そういう本人の意にかなわぬ事態が発生したときは、本人が希望する場合はきちっと公務員に戻すべきだ、そういう制度にすべきだというふうに考えております。

○菅野委員 時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございました。

○山本(有)委員長代理 これにて菅野君の質疑は終了いたしました。

次に、滝実君。

○滝委員 国民新党・日本・無所属の会の滝実でございます。

四人の参考人の先生方には、大変遅くまでありがとうございました。四人の参考人すべての先生に御意見を賜りたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、太田参考にお願いをいたします。

今までの公益法人、申請するにも時間がかかる、それからまたNPO法人でもしかり。そうす

る、味では法律準拠主義ですから、大変速やかに法人の登録ができる、こういうことになるんですね。そうすると、その反面でいろいろな団体がたくさん出てくるというのは、先ほど参考人がおっしゃつたとおりだと思います。

そこで、せっかくそういう何か団体をつくつていろいろな活動をしたいということであれば、それをどこかでも一遍受け皿として受けて、公益的なあるいは非収益的な事業をやっていくといふことがあります。これは参考人もどこかに書かれていたと思いますけれども、大阪コミュニティ財団でございます。私は、ああいうのを、せっかくこの社団法人、財團法人、準拠主義でおやりになるならば、そういうもののエネルギーを何かまとめていくようなものがあった方が、社会的、国家的にはしばらくいいんじゃないだろうかなと。

なぜそういうことを言うかといいますと、私も実は、いろいろな募金運動をやつたときに、小さなお金をどこへやつたってしようがないものですから、実は大阪コミュニティ財団に登録していくとして、そこへ申し込んでいるんですよ。それで全体として使ってもらうということの方がはるかにあります。

○菅野委員 次に、君島参考人にお願いを申し上げたいと思います。

奈良県の自治労県本部は、NPO活動を、市町村職員、県職員問わず展開していく、こういう運動をしているんですね。これは今の段階で、ただ単に呼びかけをしているだけですから、うまくいくはずはというか、そんなに大きな実績としては上がっていないと思しますけれども、こういうことをやるということは、これから的地方団体の職員にとって必要なだらうか。

要するに、市役所、町役場あるいは県庁の外か辺のところの展開について何が御意見があれば承つておきたいと思います。

○太田参考人 先生、ありがとうございます。

そういうファンドといいましょうか団体というの日本社会でも非常に必要だと思います。

大阪コミュニティ財団のような一つの受け皿、そういうふうな感觸でしょうか。

○君島参考人 私ども自治労本部も、NPO法人、エフアジャパンといううんですけれども、立ち上げております。これは、私ども本部の役職員あるいは地方の役職員がお金を出し合つてつくつて金を集めていくわけです。そして、大きなロットになりますと、自分自身の財団をつくつたり自分で自身のNPOをつくつたりするわけでございます。

が、ロットにならない金額等につきましてはそ

る、それが今度の社団法人、財團法人は、そういう意味では法律準拠主義ですから、大変速やかに法人の登録ができる、こういうことになるんですね。そうすると、その反面でいろいろな団体がたくさん出てくるというのは、先ほど参考人がおっしゃつたとおりだと思います。

そこで、せっかくそういう何か団体をつくつていろいろな活動をしたいということであれば、それをどこかでも一遍受け皿として受けて、公益的なあるいは非収益的な事業をやっていくといふことがあります。これは参考人もどこかに書かれていたと思いますけれども、大阪コミュニティ財団でございます。私は、ああいうのを、せっかくこの社団法人、財團法人、準拠主義でおやりになるならば、そういうもののエネルギーを何かまとめていくよ

うなものが作った方が、社会的、国家的にはしばらくいいんじゃないだろうかなと。

なぜそういうことを言うかといいますと、私も実は、いろいろな募金運動をやつたときに、小さなお金をどこへやつたってしようがないものですから、実は大阪コミュニティ財団に登録していくとして、そこへ申し込んでいるんですよ。それで全体として使ってもらうということの方がはるかにあります。

○滝委員 ありがとうございます。その前提としては、やはり寄附税制というものがついて回るという御指摘でございまして、それは十分念頭に置いてやつていかなければいけない問題だらうと思います。

次に、君島参考人にお願いを申し上げたいと思います。

奈良県の自治労県本部は、NPO活動を、市町村職員、県職員問わず展開していく、こういう運動をしているんですね。これは今の段階で、ただ単に呼びかけをしているだけですから、うまくいくはずはというか、そんなに大きな実績としては上がっていないと思しますけれども、こういうことをやるということは、これから的地方団体の職員にとって必要なだらうか。

要するに、市役所、町役場あるいは県庁の外か辺のところの展開について何が御意見があれば承つておきたいと思います。

○太田参考人 先生、ありがとうございます。

大阪コミュニティ財団のような一つの受け皿、そういうふうな感觸でしょうか。

○君島参考人 私ども自治労本部も、NPO法人、エフアジャパンといううんですけれども、立ち上げております。これは、私ども本部の役職員あるいは地方の役職員がお金を出し合つてつくつて金を集めていくわけです。そして、大きなロットになりますと、自分自身の財団をつくつたり自分で自身のNPOをつくつたりするわけでございます。

が、ロットにならない金額等につきましてはそ

要するに、委託された経営者としては、都合の悪いことは、これはもう施主の市町村の決まりだからといって逃げるわけですね。恐らく、片や市町村に持っていくと、それはよく相談してください、こうなると思うのでございますけれども、こういういわば責任の転嫁方式を解消する良策というのは何かないんでしょうか。

○永山参考人 非常に、コストや利益、あるいはサービスの受け手あるいは行政、それぞれの立場が違っているものがこういう問題に対応しようとしますと、解決の仕方、これでやれば三つうまくおさまるということはなかなか難しいと思います。

そこで、通常、市場化ということになりますと、サービスの与え手と受け手との関係、話し合い、価格設定、そういうものになつていくのが普通でありますけれども、こうした公務あるいは行政というものを扱んでいる場合には、やはり、サービスの与え手と受け手と、それから例えば市場化テストで落札した民間企業、そういうものの双方及び第三者的な機関を含む、こうした事業に関する運営組織をきちんと整備する必要があるというふうに考えます。

その際、現行のような協議体を首相府あるいは内閣府に置いて一括判断するというのには、少々、運営上、情報等のギャップが生じやすくなはないか。したがって、できるだけ事業分野ごと、地域ごとにそつした機関を設けて、そして、サービスの受け手も与え手もそれぞれ意見交換が十分できるような関係づくりなしには、そうした問題の処理が難しい局面に出ていつてしまうんじゃないかな。そういうふうに考えますので、ぜひこうした運営体制の整備というものもあわせて御論議いただければというふうに願つておる次第です。

○滝委員 ありがとうございました。十分間という短い時間でございましたけれども、四人の参考人の皆さん方にそれぞれ意見をお聞かせいただきました。まことにありがとうございました。

終わります。

○山本(有)委員長代理 これにて滝君の質疑は終了いたしました。

以上で参考人にに対する質疑は終了いたしました。この際、参考人の皆様に一言ございさつを申し上げます。

長時間にわたりまして貴重な御意見を御開陳いたきましたこと、厚く御礼を申し上げます。当委員会を代表いたしまして御礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

(拍手)

次回は、明十八日火曜日正午理事会、午後一時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会